

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1996 July

7



## CONTENTS

### AMERICAS

#### 《米国》

- RHCs、市内網の相互接続に次々と合意 ..... 3  
 区域内の長距離サービス進出を目指し、大半が14のチェックリストを満たす合意内容に。  
 再編進むページング・サービス市場 ..... 5  
 FCC、衛星の利用に相互主義(ECO-Sat テスト)の適用を提案 ..... 6  
 WTOでの主張を反映し衛星サービスにも相互主義を適用。対向する米国地球局による無線局免許申請において審査。

#### 《カナダ》

- カナダ政府、情報ハイウェイ計画に関する報告書を発表 ..... 11  
 地域通信会社及びCATV会社の相互参入を認め、数ヶ月後にも規則制定へ。

#### 《チリ》

- チリ通信市場を巡る動き ..... 12  
 1996年4月、VTRとCTCのセルラー部門が合併を発表。チリ市場における業界再編開始か。

### ASIA

#### 《アジア全般》

- アジア21か国・地域における競争、民営化、外資参入の現状 ..... 18  
 基本電話の競争は国際が中心、国内長距離は競争停滞、市内は無線網重視。セルラー電話事業の民営化と競争導入は活発、基本電話の民営化は消極的。外資導入は出資上限などの制限設定。セルラー電話事業への外資規制は緩やか。

#### 《韓国》

- 国際電話、PCS等7事業の新規参入事業者が決定 ..... 36  
 韓国グローバルテレコムに国際電話免許付与。来年後半にも国際電話3社体制に。注目のPCS事業は、KT、LGテレコム、ハンソルPCSの3社が落札。

### EUROPE

#### 《英国》

- オフテル、BT免許改正の最終案を発表 ..... 38  
 住宅顧客と小企業をターゲットにプライスカップRPI-4.5%で規制し、反競争的行為の規制強化も同時に行う。相互接続料金については継続検討。  
 貿易産業省、国際設備ベースキャリアのデュオポリシー終了を発表 ..... 41  
 現在ISR提供が認められている6対地にはプロポーシヨネイトリターンと統一計算料金の適用義務をなくす。ISRの対地制限も撤廃へ。

#### 《ベルギー》

- テレネット・フランダースの参入計画 ..... 43  
 構想発表から約2年でようやく最終合意に。約95%と高いCATV加入率を活かせるか？

#### 《イタリア》

- STETとC&Wの提携交渉 ..... 44  
 C&Wとの直接提携を望むSTETと、ドイツのフェーバ、フランスのブイグとともに汎欧州アライアンスの結成を狙うC&Wの交渉やいかに。

#### 《ポルトガル》

- ポルトガルテレコム、株式の22%を追加売却 ..... 44  
 政府保有は51%に。さらに戦略的パートナーに売却の予定。既にSTET、テレフォニカの名が浮上。

#### 《オーストリア》

- PTVが株式会社化される ..... 45  
 政府100%保有の株式会社PTAに。25~30%の株式売却を伴う戦略的パートナーの候補には、コンサート、グローバルワン、ユニソースが揃い踏み。

#### 《ロシア》

- Globalstarのサービス提供、承認される ..... 46  
 Globalstarは、ロシアにおける衛星移動体通信サービスの提供を認められた。

### AFRICA

#### 《南アフリカ共和国》

- 規制緩和、自由化への道を進む ..... 46  
 通信インフラの整備とともに、新通信法の制定、Telkomへの外資導入により、競争力の強化及び自由化への方向に進みつつある。



## 米国

### RHCs、市内網の相互接続に次々と合意

区域内の長距離サービス進出を目指し、大半が14のチェックリストを満たす合意内容に。

RHCsのベルサウス、ベル・アトランティック、アメリテックは自らの市内ネットワークとCATV事業者、CAP (Competitive Access Provider)、新規参入事業者等との間で、相互接続に関する協定を相次いで締結している。基本的に、合意内容としては相互接続料金の相互補償、(暫定的な)ナンバー・ポータビリティ、911 (緊急電話サービス)へのアクセス、電話帳への記載等を網羅している。多くは再販及びネットワーク要素のアンバンドル化に関する合意している。

#### (1) ベルサウス

6月11日、ハート・コミュニケーションズ (新規参入予定の地域電話事業者)との相互接続に関し合意したと発表した。

6月4日、営業区域9州を対象に全米第2位のMSOであるタイムワナーのケーブル網との相互接続に関し合意したと発表した。合意内容は全9州を対象とし(2年間)、タイムワナーは年内にもフロリダ等3州から市内サービスを開始する。なお、同社の加入者数はフロリダ州のオーランドで52万人、タンパで34万人、ノースカロライナ州のシャーロットで33万人、テネシー州のメンフィスで17.6万人である。

相互接続料金の算定/精算方式に関して、最初の6ヶ月間はいわゆるビル・アンド・キープ方式<sup>(注1)</sup>を採用し、その後は0.1セント/分として相互に精算する模様。

タイムワナーによると、ベルサウスの市内網の再販及びアンバンドル化されたネットワーク要素へのアクセスに関する合意しており、ベルサウスの市内網の再販における卸売り料金は通常料金(ベルサウスのサービス提供料金)の8~18%割引となる予定である。但し、こうした合意は各州当局の認可を得る必要がある。

ナンバー・ポータビリティに関しては、暫定的にタイムワナーがベルサウスに対して下表の通り支払う。

(注1)

同方式は相互接続を必要とする(両者のネットワークに股がる)通信を相互に自由に疎通し合い、これに係わる相互接続料等の精算は一切行なわないというもので、競争導入初期における極めて競争促進的な方式である。



KDD RESEARCH



# AMERICAS

住宅顧客用		ビジネス顧客用	
6番号まで	追加1番号毎	10番号まで	追加1番号毎
1.15ドル	0.5ドル	2.25ドル	0.5ドル

5月16日、MCIメトロとの間で相互接続に関し合意したと発表した。但し、再販やアンバンドル化は合意内容に含まれていない。合意は当初、営業区域の5州を対象とするが、今後、他の4州にも適用される予定である。相互接続料金は各州で異なり、1～1.9セント/分である。

## (2) アメリテック

5月22日、MFSとの間で営業区域5州(3年間)での相互接続に関して合意したと発表した。これは既存のLECとCAPとの間の相互接続に関する包括的な合意としては初めてのものである。MFSによると、ビジネス顧客へターゲットを絞り、住宅顧客への提供は計画していない。

最近のアメリテックの合意状況(5/22現在)は下表の通り。

	相手側事業者	適用される州
相互接続	MFS	オハイオ、イリノイ、ミシガン、インディアナ、ウィスコンシン
	MCIメトロ	オハイオ、ウィスコンシン
	TCG	ウィスコンシン
	ハンコック	インディアナ
再販	MFS	イリノイ
	U.S.ネットワーク	オハイオ、イリノイ、ミシガン
	CBG	オハイオ

## (3) ベル・アトランティック

6月3日、全米第8位のMSOであるジョーンズ・インターケーブル(Jones Intercable Inc.)との間で相互接続に関し合意したと発表した。ベル・アトランティック市内網の再販における卸売り料金は住宅顧客用で通常料金(ベル・アトランティックのサービス提供料金)の6%、ビジネス顧客用で9%割引となることが予定されている。

<出典>Telecommunications Report(6.17/6.10/5.20)、KDDワシントン事務所(6.6/6.5/5.23)他

## COMMENT

今般の通信法改正では、RHCsによるこれまで制限されていた分野への参入のうち、自社の営業区域内における長距離・国際分野への参入については、同区域内における実態的な設備ベースでの競争の存在、子会社分離及び競争条件を規定した「14のチェックリスト」を満たすことが条件付けられている。RHCが市内網の相互接続に合意している背景には、これらの条件をクリアする必要がある。

アメリテック、ベル・アトランティックは通信法改正後、長距離・国際サービス

(営業区域内・区域外)への進出を表明、特にベル・アトランティックはナイネックス買収の発表もあり、長距離・国際分野における競争力強化の姿勢が窺える。一方、ベルサウスは現在の長距離・国際分野への計画を明らかにしてなかったが、最近の相次ぐ相互接続に関する合意は事実上、区域内長距離サービスへの早期進出の伏線と考えられる。

FCCのハント委員長はAT&TやMCI等の強力な競争事業者との間の合意こそが、真に重要な相互接続に関する合意とし、ローカル分野での競争が不十分なまま、長距離にRHCsが参入し、ローカル・ポトルネック支配を濫用することを危惧している。しかし、これまでの合意は改正通信法の規定を満たすものであり、相互接続協定を締結する相手側事業者の規模を問題視するのであれば、第271条に関するFCCの新たな規則の制定が必要となる。(加藤潤一)

## 再編進むページング・サービス市場

米国のページング・サービス市場は、ここ数年、事業者間の合併・買収により再編が進んでいる。最近の上位10社のシェアを見ると、1994年末の59%が95年末には72%になっており、95年には上位20社のうちの4社が他社に買収されている。こうした状況の背景として、地域限定よりも全国展開の需要の高まり、デジタルセルラー及びPCS等の移動体通信サービス間競争、双方向ページング等の新しいアプリケーションに対応した投資の必要性<sup>(注2)</sup>等に伴う事業戦略の見直しが考えられる。

特に狭帯域PCSサービスの導入<sup>(注3)</sup>により、既存のページングに双方向ページングやボイスページング等の高度ページング/メッセージングに対応したサービスが加わり、事業展開において以下のような相違が見られる。

既存のページング事業者である、PageNet、MobileMedia、PageMart等は既に片方向ページングサービスを提供していることから、既存顧客に新規のアプリケーションとして双方向ページング等の普及が比較的容易である。

RBOCs等の通信キャリアの関連事業者は他サービスとのパッケージ化におけるサービスの一つと位置付ける。これは各事業者が市内、長距離、セルラー、インターネット等、サービスのパッケージ化を指向した、マーケティング力やブランド名を武器にする事業展開であり、請求書の統一及びパッケージ化による割引の導入で利用者の利便性を高めている。例としてAirTouch、AT&T Wireless等が挙げられる。(加藤潤一)

<出典>Global Mobile(6.13)、Telecom Perspectives(1996.5)他

(注2)

双方向ページングの場合、ページャからの電波が弱いため、受信局を多数設置しなければならず、初期費用と運用コストが必要となる。

(注3)

FCCは1994年7月から、狭帯域PCS免許の全国免許、地域免許の入札を行ない、13社に免許を付与した。





# AMERICAS

表：米国のページング事業者（上位10社、95年末現在）

	事業者名	加入者数（1,000人）
1	PageNet	6,731
2	MobileMedia	4,000
3	AirTouch	2,300
4	Arch Communications	2,006
5	PageMart	1,100
6	Metrocall	944
7	ProNet	856
8	AT&T Wireless	890
9	SkyTel	814
10	American Paging	785

（出所：Global Mobile）

## FCC、衛星の利用に相互主義(ECO-Sat テスト)の適用を提案

WTOでの主張を反映し衛星サービスにも相互主義を適用。対向する米国地球局による無線局免許申請において審査。

FCCは、本年5月14日に、「外国で免許を受けた衛星による米国の国内及び国際衛星サービスの提供に係る規則の変更（DISCO II<sup>(注4)</sup>）」に係る規則制定案（Notice of Proposed Rule Making（NPRM））を發出し、他国の政府等から免許を交付されている衛星（以下「外国衛星」）の利用に係る政策が提案されている。

FCCは、昨年より衛星サービス（固定通信、移動通信、直接放送等）の抜本的な政策の見直し及び整理を検討してきており、本年1月に、衛星サービスにおける国内と国際の垣根を撤廃する決定（DISCO I）を發出した。但し、DISCO IIは、米国の通信法に基づく宇宙局免許を有する衛星（以下「米国衛星」）を対象を限定しており、また、昨年發出された「外資参入決定」においても、外国衛星の利用についてはペンディングとされている。これらを受けて、DISCO IIは、外国衛星の利用については、相互主義（外国において米国衛星が利用可能であること）を条件とする内容となっている。

先のWTOのテレコム交渉において、最終合意期限を延長させた米国の土壇場での主張の1つが、外国衛星サービスにおける自由化の確保であり、実質的には相互主義を意味していたと考えられ、DISCO IIは、その詳細を明らかにする文書に該当する。今回の提案の概要は以下のとおり。

（大谷 潤）

<出典>KDDワシントン事務所(5.9 / 5.20)他

（注4）  
DISCOはDomestic International Satellite Consolidation Orderの頭文字からなる。

### 1. 目的

- (1) 外国衛星の利用について、これまでのように案件発生毎に検討するのではなく、その利用認定の統一した基準を示すことで、米国における外国衛星の利

用を活発化させ、市場を活性化させる。

- (2) 外国政府に対し、衛星サービス市場の開放を促し、グローバルな衛星サービス市場における競争を促進させる。

## 2. 外国衛星の定義

米国以外の国等から宇宙局免許を交付されている衛星。インテルサット及びインマルサットを含む。当該衛星の運用者が米国系事業者の場合もあり得る。

## 3. 外国衛星の利用の認定審査手続き

FCCは、外国衛星の米国での利用の認定を、外国衛星を利用しようとする地球局の無線局免許（通信法第308条）申請を通じて行うことを提案している。外国衛星の認定は、個々の外国衛星に米国政府からの免許の取得を義務づける方法が最も簡便であるが、FCCは、この方法は免許の重複で無駄であり、ITUも単一免許を求めているとしている。

## 4. 外国衛星の利用の認定基準

- (1) 参入機会の同等性確認（ECO-Satテスト）（6.参照）
- (2) 周波数調整のクリア（7.参照）
- (3) その他の公共の利益（8.参照）

## 5. 認定手続きの適用の範囲

FCCは、今回の提案を受けた決定の内容は、既存の免許及び認可の他、本提案の確定日より前の申請案件及び特別暫定認可に対しては、遡及適用を行わない（本提案が確定した日以降の申請のみを対象とする）ことを提案している。遡及適用を行う場合、既存サービスの中断や先行きの不透明感が生じるほか、申請途中の案件については資料等の差し替えが必要となり不当に負担が増え、時間を要する可能性があることを理由としている。

## 6. ECO-Satテスト

### (1) ECO-Satテスト適用対地

ECO-Satテストは、ECOテストと同様、グローバル・ネットワークサービス分野における米国事業者への外国事業者との同等の競争力の確保（いわゆる「同等性」）すなわち、外国事業者が参入できるルートへの米国事業者の参入を確保することを目的としている。従って、ECO-Satテストでは、外国衛星が設定する米国との間の全ての回線の相手対地における、米国衛星の参入可能性を確認することとなる。

具体的には、以下の(a)及び(b)の対地にECO-Satテストを適用することが提案されている。テストをクリアした対地にのみサービスの提供を認めることを提案しているが、一定以上の対地がテストをクリアすることで全ての申請されている対地への提供を認める等のその他の適用方法についてもコメントを求めている。

- (a) 当該外国衛星に係るITUへの周波数登録を担当する・担当した国/対地（以下「home market」）

home marketと米国との間のルートが必ずしも申請されとは限らない





# AMERICAS

(簡素な制度等を理由に免許の交付を受けるのみの場合も考えられる)にも拘わらずECO-Satテストの対象とする理由として、FCCは、home marketは必ず当該衛星のフットプリントに含まれていること、当該衛星による経済的利益を有する場合がほとんどであること及び周波数の(二国間)調整当事者であり、政策等を詳しく確認することに意義が見いだせる点を挙げている。

(b) 米国との間の伝送を行うhome market以外の対地(以下「route market」) route marketへの適用は、前述のとおり、米国との間の衛星回線が設定される全ての対地における同等性を確保することを目的としている。

## (2) ECO-Satテスト適用サービス

ECO-Satテストは、全てのサービスに対して、サービス分類毎に行うことが提案されている。FCCは、サービス分類について、原則として固定衛星/移動体衛星/宅内直接サービス(FSS/MSS/DTH<sup>(注5)</sup>)の3分類とし、必要に応じて外国側の分類(音声/データ/映像)等を考慮するとしている。

また、FCCは、公衆交換網(PSN)との相互接続を行わないことを条件に外国衛星の参入を認めている対地の存在を指摘し<sup>(注6)</sup>、この場合、米国での相互接続の可否を米国参入の付随条件とする或いは米国への参入を拒否することを提案し、コメントを求めている。

又、国際と国内の区分については、DISCO Iで廃止しており、外国側の規制を考慮することが妥当と考えられる場合を除き、原則設けないことを提案している。

尚、米国の地球局運用事業者は、地球局の無線局免許の申請書において、外国衛星により提供するサービスと全対地を明らかにすることが新たに求められている。

## (3) ECO-Satテストの判断基準

判断基準は、ECOテストと同様、当該外国における制度的及び実態的な参入の可能性とされている。

### (A) 制度的な参入可能性

#### 1) 具体的なチェック項目

制度的な参入可能性は、当該国の制度の枠組みを示すことで足りるため、特に規定されていない。

#### 2) 証明義務

FCCは、制度的に参入可能であることの証明義務を、外国衛星の利用を申請する地球局事業者に対して、無線局免許申請において課すと提案している。

また、外国における衛星サービス市場の開放状況の情報収集のため、米国の衛星事業者に対して、参入許可を得ている外国のリストを、サービス分類と併せて、1年又は半年毎にFCCに提出することを義務づける提案をしている。

### (B) 実態的な参入可能性

#### 1) 具体的なチェック項目

FCCは、実態的な参入可能性の判断基準について、ECOテストとは異なり衛星に関する経験が極めて少ないことを理由に、特に設けないとしている。但し、公正かつ透明な規制構造の確認は必要であるとし、以下のチェック項目を例示している。

当該国における規制主体からの既存の衛星事業者の独立

政府による所有等の関係(独占等)に基づく競争上の優位性を防ぐセーフガードの存在

(注5)

FSS : Fixed Sattellite Services,  
MSS : Mobile Sattellite Services,  
DTH : Direct-to-Home。DTHは  
DBS (Direct Broadcast Sattelite )  
を含むとされている。

(注6)

JSAT利用の問題から得た情報に  
基づき日本を想定しているものと  
考えられる。



KDD RESEARCH

特定の衛星システムと提携関係等にあるいかなる地球局によるアクセスが実態的に可能であること

## 2) 証明義務

FCCは、実態的な参入可能性の証明に係る具体的なチェック項目を提示していないことを理由に、その証明義務を、外国衛星の利用を申請する地球局事業者には課さないとし、外国衛星の利用に反対する関係者が、その反対コメントにおいて実態的な参入障壁が存在することを証明するものとしている（実態的な参入の可能性については、反対コメントが出されるまでは証明不要）。

### (4) 事業者のhome market等での市場支配力

「外資参入決定」において規定されたECOテストは、申請する外資系事業者の本国での市場支配力が存在する場合に、当該外国に対してのみ適用されることとされた。これに対しECO-Satテストは、全ての外国衛星（の利用に係る申請）の全ての申請（米国との間に回線を設定する）対地に適用される。FCCは、この理由を、（ECOテストを適用する「電気通信サービス」については）協定を通じて米国事業者がほぼ全対地に参入できているが、「衛星」については、ほとんどの対地に全く参入できていないことから、グローバル・ネットワークサービス分野における回線設定可能対地の同等性を確保する必要性がある点を挙げている。

### (5) 移動体衛星サービス（MSS）への適用の特例

米国内の地球局のみに着目してECO-Satテストを適用する形態では、MSSによる「A国 - 外国MSS衛星 - B国 - 陸線 - 米国」という通信をチェックできず、A国において米国のMSS事業者が不利になる（参入できない）可能性がある<sup>(注7)</sup>。FCCは、この点を指摘しつつも、ECO-Satテストの適用は、FSSやDTHと同様、米国地球局を通じた形態とする一方で、外国MSS衛星へのECO-Satテストの適用における審査対象対地を「全世界或いは地域（global or regional）ベース」とし、該当する対地の「大多数（critical mass）」によるテストのクリアを認定基準とすると提案している。尚、「大多数（critical mass）」の定義についてはコメントが求められている。

## 7. 周波数調整

### (1) 外国政府による誠実な調整

FCCは、米国が外国衛星に運用休止や電波干渉の改善を命令できないため、外国衛星に免許を交付した国による宇宙局の周波数調整が誠実に（good faith）行われることを認定の基準の1つとすることを提案している<sup>(注8)</sup>。

### (2) 周波数調整の認定項目の中での位置づけ

FCCは、周波数に関する二国間調整等の完了に先んじて外国衛星の利用を認定（ECO-Satテスト及びその他の公共の利益に基づき判断）する場合、当該外国政府のこれらの調整等への取り組みが不十分なものになる可能性を指摘し、外国衛星の利用に係る最終的な認定は、ECO-Satテスト及びその他の公共の利益基準のクリアのみならず、周波数調整の「完了」をも条件とするとしている。

また、FCCは、米国内における周波数を配分する場合には、ECO-Satテストをクリアした外国衛星のみを米国衛星と同等に扱うと提案している。これは、限られた周波数に対して、配分できる以上の需要が生じた場合は、外国衛星の利用の認定プロセスにおいて、ECO-Satテストをクリアすることにより初めて周波数の配分

(注7)

B国における参入機会が同等であれば、「A国 - 陸線 - B国 - 米国MSS衛星 - 米国」の形態で対抗できるが、陸線とMSS衛星回線のコストの差のために、競争条件は同等とは言えない。（当然、米国MSS衛星に有利となる場合も考えられる。）尚、上記のFCCの提案は、B国における参入機会の同等性すら確認しないものとなっている。

(注8)

衛星の軌道位置及び使用周波数は衛星の運用開始予定の2年前迄にITUに通知され、この公表後、電波干渉等の問題について二国間で調整を行うこととされている。FCCは、特に非静止衛星は世界各国での調整が必要なため、誠実な調整の遂行について危惧していると付言している。



KDD RESEARCH



# AMERICAS

(注9)

FCC規則(CFR)Part 25において、最小アンテナ径(Cバンドで4.1m、Kuバンドで1.2m)やe.i.r.p.制限(VSATサービスとしての免許は、Kuバンドの場合、受信+6dBw/4kHz、送信-14kBw/4kHz)等が規定されている。

(調整)に参加できるという仕組みを明らかにするものである。(この他にその他の公共の利益基準をクリアする必要がある。(後述))

### (3) 地球局設備に係る設備条件等

FCCは、米国がこれまで適用してきている技術条件は、周波数及び軌道位置の効率活用・電波干渉防止のためのものであり、外国衛星もこれらの条件を満たすことを義務づけることとしている。

尚、1983年の「国内固定衛星に関する宇宙局免許決定」により、国内衛星の軌道間隔が3又は4度から2度に変更されたことに伴い、国内衛星に対向する地球局の設備条件等も変更された<sup>(注9)</sup>。FCCは、本決定において、利用する衛星(米国衛星・外国衛星)に拘わらず、関係する全ての地球局に対してこの設備条件等を課することを提案している。一斉に新しい条件に移行させる理由は、利用する衛星によって地球局設備の競争条件に差が生じないようにするためとしている。

## 8. その他の公共の利益

FCCは、ECO-Satテストの適用の後、その結果の如何に拘わらず、その他の公共の利益に係る判断を行い、その結果はECO-Satテスト等の結果を覆し得るとしている(ECOテストと同様)。その他の公共の利益の具体項目として、安全保障、外交政策、行政府の通商政策等が挙げられている。

## 9. インテルサット・インマルサット(Intergovernmental Organizations / IGOs)

インテルサット及びインマルサットは、条約に基づく「Intergovernmental Organizations (IGOs)」であり、各国の政府あるいは主要事業者を構成メンバーとしていること及び独占禁止規定や税法等の適用が除外される等の特権が付与され、国際衛星市場の支配的地位を既に確立し、競争上の優位性を維持しているという特徴がある。前述のとおり、既存の免許及び認可に本提案を遡及適用しないとしていることから、FCCは、今後想定されるIGOs衛星の利用申請(3形態)における、上述の特権等に起因する問題への対応策を提案している。

以下に詳細を記す。

### (1) IGOs衛星のhome market

インテルサット及びインマルサットは、本部をそれぞれ米国及び英国に設置し、ITUにおける周波数申請も両国が代表して行っているが、両機関とも、最高意思決定機関は加盟国総会であり、米国及び英国をhome marketとするのは適切でないとしている。FCCは、IGOsのhome marketの定義として以下の3案を示し、代替案も含めコメントを求めている。

(A) 各IGOsの全ての提供対地または少なくとも全ての加盟国・地域

(B) 各IGOsの意思決定に必要な得票数に対応する対地(議決権比率も考慮)

(C) 米国における競争を阻害するかを問題とし具体的な範囲では定義しない

FCCは、(A)は不当に厳しく、一部の未開放国により多数の競争的な対地を犠牲にする可能性があること及び(C)は柔軟に対応できるが利害関係者を十分説得できる基準ではないことを指摘している。

### (2) 国際サービスのための新たなIGOs利用申請

今後新たに提出される国際サービスのためのIGOs利用に係る無線局免許申請は当然想定される。しかしFCCは、これらの申請を一般の外国衛星と同様にECO-



Sat テストの対象とすることは、IGOs の規定に反する可能性があること及びインテルサット衛星が米国との間の唯一のインフラである対地が未だ多くあり、インマルサット衛星は唯一のGMDSS<sup>(注10)</sup> 提供者であることから、今後のインテルサット及びインマルサット衛星の利用等にかかる申請には、ECO-Sat テストは適用しないと提案している。

### (3) IGOs の関連会社へのECO-Sat テストの適用

IGOs は、競争対応のためのよりダイナミックな意思決定を可能とする形態として、関連会社の設立によるサービス提供を検討している。この関連会社は形態としては一般の外国衛星事業者だが、親会社であるIGOsの特権等を引き継ぐ可能性もある。(1)及び(2)で記したIGOs 向けのECO-Sat テストでは、特権等の濫用による競争の阻害が懸念されることから、FCC は、IGOs の関連会社には通常のECO-Sat テストを適用すると提案している。但し、最終的な認定の判断において、前述のその他の公共の利益(特に行政府の見解)に基づく判断及び親会社であるIGOs からの独立の度合いを重視することを付け加えている。

(注10)

Global Maritime Distress and Safety System の略称。

## カナダ

### カナダ政府、情報ハイウェイ計画に関する報告書を発表

■ 地域通信会社及びCATV 会社の相互参入を認め、数ヶ月後にも規則制定へ。

カナダ政府は本年5月23日、"Building the Information Society : Moving Canada into the 21st Century" と題する報告書を発表した。次に挙げる4つの計画遂行における主眼の下で、情報ハイウェイ審議会での答申や民間で進められる様々な実験等の現状を確認したものとなっている。

情報ハイウェイの構築

カナダのコンテンツの増強

情報ハイウェイによる経済・社会的利益の創出

政府の権利の確保(連邦政府による電子商取引の積極的な促進など)

特に、情報ハイウェイの構築に関しては、地域通信会社及びCATV 会社の相互参入の容認、PCS やLMCS<sup>(注11)</sup> 等の新世代の無線通信の導入、デジタル放送実現に向けた政策の確立を施策としている。なお、懸案となっている地域通信会社とCATV 会社の競争に関し、数ヶ月後に新しい規則が制定される予定である。

<出典>Telecommunications Report(6.3)、カナダ産業省ニュースリリース(5.23)他

### COMMENT

カナダにおける情報ハイウェイ計画、特に通信と放送の融合問題に関連した動きとしては、以下の通りである。

#### (1) 行政組織の整備

1993年、連邦政府の組織改革の一環として従来の通信省が産業省に統廃合され

(注11)

LMCS は28GHz の高周波数帯を利用して、ワイヤレス・ケーブル、インターネット・アクセス、無線LAN 等、地上系のポイント・トゥ・マルチポイントのサービスシステムのことである。同システムにおける中央局は半径4~5km 程度をカバー範囲とする。利用者は小さなポケットブックサイズのアンテナ等の関連機器を必要とする。なお、LMCS は市内電話及びCATV 双方のネットワークとの競合サービスシステムとして期待されている。



KDD RESEARCH



# AMERICAS

た。現在、電気通信サービス及び通信機器製造の両産業に留まらず、放送、情報等のマルチメディア関連産業の政策全般を一元的に取り扱う組織体制となっている。

## (2) CRTC (カナダ放送・通信委員会)

規制機関であるCRTCは同計画の諸問題に関する公聴会を経て、95年5月に産業省に報告書を提出、94年12月決定の市内サービスへの競争導入において、地域通信会社のCATV事業参入の際の競争条件の整備(相互接続タリフの策定、ナンバー・ポータビリティの実施等)を含む提言を行なっている。

## (3) 情報ハイウェイ審議会

情報ハイウェイ審議会(産業界、教育界、市民団体等29代表から構成)が95年9月、情報社会の実現に向けた施策について報告済みである。同審議会でも、地域通信会社のCATV事業への参入問題やカナダにおける番組制作条項の取り扱い<sup>(注12)</sup>等が論点となっていた。(加藤潤一)

(注12)

カナダでは米国のテレビ番組の人気が高いため、カナダ制作番組の育成を図るべく、放送局の免許付与の条件には国産番組を放送する時間の割合が規定されている。

## チリ

### チリ通信市場を巡る動き

1996年4月、VTRとCTCのセルラー部門が合併を発表。チリ市場における業界再編開始が。

人口約1400万人の小国チリはラテン・アメリカにおいて最も早く、1980年代に通信事業の民営化を達成し、1994年には全てのサービス分野に競争を導入した。ラテン・アメリカで随一の経済発展を遂げているチリでは、通信分野においても最もオープンで競争的な市場となっている。また、外資に対する制限はなく、欧米諸国からの積極的な投資活動も展開されている。チリをラテン・アメリカのモデル市場として捉えているアナリストは多く、チリの通信市場を概観することは今後のラテン・アメリカを展望する上で有益である。本稿ではチリの通信事情についてレポートする。(井上茂雄)

#### 1. 長距離・国際通信市場

1994年10月、チリの長距離・国際サービス市場にマルチ・キャリア・システム<sup>(注13)</sup>が導入された。そして、約5億米ドルと推定される市場に対して、11もの事業者に免許が付与されたのである。長距離市場をほぼ独占してきたENTEL Chileに対し、チリの支配的ローカル・キャリアであるCTCを始め、外国資本等に支えられた多数の競争事業者が雨後の竹の子のごとく出現した。言うまでもなく、過当競争による熾烈な料金競争が展開され、ENTELの94年の業績はそれまでの黒字から一挙に1,700万ドルの赤字へと転じたのである。

(注13)

顧客が長距離キャリアを自由に選択できるシステムを指し、キャリア毎に同桁数のアクセス・コードが割り当てられている。又、顧客は事前に特定キャリアと契約し、全ての長距離通信をそのキャリアにルーティングすることも可能となっている。

### チリにおける規制枠組み概略

- ・国内/国際を含め、基本サービスを提供する事業者の数に制限はない。
- ・外資に対する制限は原則としてない。
- ・ローカル事業者が長距離通信を行う場合は子会社分離要件が課せられる。
- ・支配的ローカル事業者CTC（ローカル網の95%提供）が設定する他事業者に対するアクセス料は、自社の長距離子会社（CTC Mundo）に対して設定するアクセス料と同額でなければならない。
- ・CTCは相互接続要求があった場合、これに速やかに応じなければならない。
- ・料金の規制を受けるのは市内料金とアクセス料金だけの模様。
- ・長距離市場については、CTCが参入してから4年間、マーケット・シェアの上限が設定されている（シェア・キャップ、下参照）。

	1年目	2年目	3年目	4年目
<b>国内長距離</b>				
CTC	35%	45%	55%	60%
その他	80%	70%	60%	60%
<b>国際</b>				
CTC	20%	30%	40%	-
その他	70%	65%	60%	-

料金競争は特に国際市場において激しく<sup>(注14)</sup>、95年上半期においてチリの対米料金が1分10円程度と、明らかにコスト割れする水準まで下がっている。しかしながら、市場が形成されるに従い、料金競争も徐々に鎮静化し、96年1月には対前月比で平均約5倍という大幅な料金値上げが実施されるに至った。この料金値上げにより、各事業者の業績は今後回復するものと観測されている。料金競争は一段落し、チリの長距離・国際市場を巡る競争はサービス面での差別化を図る段階を迎えていると言えよう。

96年2月現在、チリの長距離・国際市場は6つのキャリアが市場の95%以上を占める構造となっている（各社概要、シェアについては表1、2参照）。しかしながら、チリの市場規模からみて6つのキャリアが将来にわたって競合していくとは考えにくい。現在CTCにはシェア・キャップが課せられており、現在のシェア構造は必ずしも本来の自由競争によってもたらされたものではない。今後CTCのシェアはシェア・キャップとともに次第に上昇するものと思われ、料金競争が一段落したとは言え、他社にとって厳しい競争条件は更に継続する。シェア・キャップ規制は国際が1997年、国内長距離は1998年において解除される予定であり、それまでに事業者間の提携や吸収・合併の動きは顕在化するだろう。

(注14)  
長距離サービス市場約5億ドル（1994年）の内、国際は3億ドル以上を占めていると推定される。



# AMERICAS

表1：チリの主要長距離 / 国際通信事業者

事業者	概要
CTC Mundo	チリの加入者回線の95%を提供する支配的地域通信事業者CTCの子会社。CTCはもともと地域/長距離の両方を提供していたが、1964年のENTEL Chileの設立に伴い、事業分野は原則として地域通信に限定されていた。スペインTelefonicaがCTC株式の43.63%を所有する筆頭株主である。
ENTEL Chile	1964年に設立され、チリの長距離/国際通信を独占的に提供していた。1996年1月にイタリアSTETの出資を受け（16%、約2.5億ドル）財政面が強化されている。その他、韓国の三星からも出資を受けている。
Chilesat	主要キャリアのなかで唯一のチリ資本。記録通信事業者Telex Chileの傘下であり、Telex Chileはチリ資本の持株会社Telecomunicaciones de Chileの子会社。ChilesatはCTC、ENTELと比較して規模は見劣りするが、チリの国有鉄道との提携によって管路使用権を取得しており、有力プレーヤーの一人。現在、外国の資本提携先を模索中。
VTR	もともとは記録通信事業者であり、米国SBCが40%出資している。その他、チリの最大コングロマリットLuksic Groupから45.5%の出資を受けている。
Cidcom Larga Distancia	米国ベル・サウスの100%子会社。ベル・サウスはラテン・アメリカで積極的な投資活動を展開しているが、その核はセルラー事業である。
Iusatel	メキシコ最大の非電話会社系セルラー会社Iusacellの子会社。Iusacellには米国のベル・アトランティックが出資している。

表2：チリの国内長距離 / 国際電話市場における各社のシェア

	国内長距離通信		国際通信	
	95.9 ~ 11	95.12 ~ 96.2	95.9 ~ 11	95.12 ~ 96.2
ENTEL Chile	38.2%	36.9%	39.7%	37.7%
CTC Mundo	30.5%	32.1%	20.5%	21.6%
CHILESAT	21.3%	20.4%	19.7%	18.7%
VTR	5.9%	5.6%	8.3%	7.5%
Cidcom Larga Distancia	不明	1.94%	9.0%	10.55%
Iusatel	0.3%	不明	1.4%	不明

## 2. ローカル通信市場

チリのローカル市場は13の地域によって構成され、その市場規模は1994年で約6.5億ドル程度と推定される。支配的事業者CTCが加入者回線の95%を提供し、残り5%は独立系事業者数社によって提供されてきた。1994年3月にチリの新電気通信法が制定され、ローカル通信市場への新規参入が認められることとなったが、実質的な競争はすぐには実現していない。

1995年9月、チリ政府はサンチアゴ地域におけるローカル通信事業免許を新たに2社に対して付与した。一つはENTEL Chileの子会社ENTELPhoneであり、もう一つはTelecomunicaciones de Chile (=長距離事業者Chilesatの親会社)傘下のTelefonica Andinaである。両社とも設備ベースでの参入を計画しており、リング状の光ファイバー網を構築し、当初は主にビジネス顧客を対象に直接銅線を引き込んでサービスを提供する(米国のCAPsと同様の参入形態である)。

ENTELPhoneは1996年1月よりサンチアゴ市内で既にサービスを開始しており、1996年3月現在で約3,500加入者回線を有している。同社は2000年までに1.3億ドル投資すると発表しており、提供地域を順次拡大して1996年中に14,500回線の設置を計画している。

一方、Telefonica Andinaも間もなくサービスを開始する予定であり、同社は本年中に20,000回線を設置する予定である。

ENTELPhone、Telefonica Andinaの他、Iusatelもローカル市場への参入を検討している。CTCのボトルネック支配力行使に対する詳細なセーフガードが規定されていないチリにおいて、果たして設備ベースによる実効的な競争がローカル市場で展開されるか、電気通信市場自由化のモデル・ケースとして注目されるどころである。

### 3. セルラー / PCS 市場

チリのセルラー市場は約2億ドルと推定され、今後飛躍的に伸びると期待されている。従来、チリのセルラー・サービスは全国を2つの地域に分け、地域に応じて4つの事業者で提供されていた(表3参照)。1996年4月、CTC CellularとVTR Cellularの合併が発表され(注15)、全国をカバーするセルラー会社が誕生した。事業者間の吸収・合併の動きはセルラー市場から開始される様相である

表3：チリのセルラー事業者

事業者	出資 / 提供地域及び事業範囲
CTC Cellular	CTCの子会社。サンチアゴ/首都圏を提供地域としている。CTCはローカル及び長距離 / 国際を提供。
Cidcom Cellular	Bell Southの子会社(注)。提供地域はCTC Cellularと同じ。Bell Southは長距離 / 国際を提供。
VTR Cellular	VTRの子会社。提供地域は上記以外。VTRは長距離 / 国際を提供。
Telecom Cellular	ENTEL Chile とモトローラの合併会社。提供地域はVTRと同じ。ENTELは長距離 / 国際及びローカルを提供。

(注) Bell Southのラテン・アメリカ戦略はセルラー市場を中核としており、チリの他、アルゼンティン、ウルグアイ、ベネズエラ、メキシコ、パナマにも進出している。チリにおいてはネットワークを既にデジタル化しており、後述するPCS免許を巡る有力事業者である。

セルラー市場の67%を占めるサンチアゴ/首都圏における顧客争奪戦は熾烈であり、CTC Cellularは無料に近い値段で顧客に端末を提供していると言われている。CTC / VTRの合併により、CTC Cellularは提供地域を拡大することによって差別化を図ることができた。しかしながら、これに対抗するように現在Cidcom CellularとTelecom Cellularの提携交渉が進んでいる。実現すればチリのセルラー市場は2社によって提供されることとなる。いずれも表3で示されているとおり、ローカル / 長距離 / 国際 / セルラーのフル・サービス・プロバイダーとなる。

一方、チリ政府は間もなくPCSの提供に関わる3つの事業免許を入札によって付与する(注16)。審査基準は、事業者がいかに早期に高品質のPCS網を構築するかであり、各申請者は詳細な事業計画を提出しなければならない。免許を取得した事業者には免許料は課されないが、各事業者は「保証金」(boleta de garantia)として

(注15)

CTCが55%、VTRが45%の株式を所有する。CTC Cellular/VTR Cellularの資産価値は75対25であることから、VTRは株式の20%、約6,700万ドルをCTCに支払っている。

(注16)

周波数帯域1,850 ~ 1,900MHzを使用する広帯域PCS。広帯域PCSは移動体マルチメディア通信を実現するサービスとして期待されている。



KDD RESEARCH



# AMERICAS

(注17)

但し、「参入コスト」に対して各事業者は不服を申し入れており、免許の付与は当初計画されていた時期よりも遅れている。ギャランティーや代替周波数帯域の確保に対する事業者負担額は変更される可能性もある。

5,000万ドルを政府に預けなければならない。これは、免許取得事業者が申請の際に提出した事業計画が遂行されることを担保するために設定されており、計画が実現した時点で全額返却される。さらに、3つの免許で使用する周波数帯域は現在チリ空軍が使用しているものであるが、代替の周波数帯域を確保するために免許取得事業者は最大で約1億ドル負担することを要求されている。換言すれば、PCSネットワーク構築以前の参入コストとして各事業者は最大で約1.5億ドルも負担しなければならない<sup>(注17)</sup>。このような「高額」免許にもかかわらず、現在16もの事業者が入札に応じている。

入札者の顔ぶれには既存のセルラー事業者4社の他、Chilesat (=Telecomunicaciones de Chileグループ=長距離/国際及びローカルに参入)も含まれている。どの事業者に免許が付与されるか、今後のチリの通信産業全体の動向を占う上で参考になると言えよう。

ところで、前述のとおり、チリ政府はPCS免許の付与に際して「ギャランティー」を各事業者に要求している。これはチリの政策的意図であり、他のラテン・アメリカ諸国に先だってPCSを導入し、チリの技術水準の高さを世界にアピールしたいという同政府の意向(逸り)が窺える。チリはラテン・アメリカの中の先進国であり、通信を含めた社会基盤は整備されている。国内網は既に100%デジタル化されており、CTCはLAN間接続を主目的としたATMを既に導入、ENTEL ChileもATM網の構築に着手した。しかし、電話普及率の面からみると1994年で11%程度にすぎない。技術基準やサービス概念が未だ曖昧なPCSに対する需要が果たしてチリにおいてどの程度あるのかは未知である。今回の免許付与がサービスの拡充を見ない単なる周波数帯域の割り当てで終わるのか、あるいは、移動体マルチメディア通信が実現するのか、モデル市場チリにおけるPCSの動向もまた注目される所である。

## 4. 業界再編の波

表4: 長距離事業者とその関連会社の提供サービス

事業者	ローカル	長距離	国際	セルラー	PCS
ENTEL Chile	ENTELPhone			Telecom Cellular	
CTC Mundo	CTC			CTC Cellular	
CHILESAT	Telefonica Andena				
VTR				VTR Cellular	
Cidcom Larga Distancia				Cidcom Cellular	
Iusatel					

表4はチリの主要長距離事業者とその関連会社の提供サービスを示している。各社がフル・サービス・プロバイダーを目指している点特徴であるが、前述のとおり、チリの市場規模からして将来にわたって6つの事業者が競合していくとは考え



にくい。CTCに対するシェア・キャップ規制が解除されるまでの間に業界再編の波が押し寄せることは必至であろう。セルラー市場におけるCTCとVTRの合併、またENTELとBell Southの提携交渉は示唆に富んでいる。チリの電気通信市場は最終的に2～3社の主要キャリアに集約されるものと思われ、CTC、ENTEL Chile、そしてChilesatを中心にその動きは活発化するだろう。

## 5. 最後に

首都サンチアゴの温暖な気候、生活水準の高さ、外国資本に対する緩やかな規制、関税率の低さ等を誇るチリは投資先として魅力的ではある。しかしながら、一人当たりGNPが約4,700ドル、人口約1,400万人の小国チリは、投資先として注目するにはその経済規模はあまりにも小さい。にもかかわらず、この小国の電気通信分野に対し、1988年から1993年の間で総額160億ドルが諸外国から投資されている。外国企業がチリを注目する理由は、モデル市場としての魅力の他、ラテン・アメリカの巨大潜在市場ブラジルへのアクセス、を挙げることができよう。チリはブラジル進出のための足掛かりとしての条件を備えているのである。

1996年6月26日、チリはメルコスール(Mercosur)への加盟を決定した。メルコスールはアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの4カ国で構成される自由経済圏であり、一種の経済ブロックの構築を目指している。太平洋に面するチリの加盟により、メルコスールはアジアとのアクセスに必要な"missing link"を得ることができた。メルコスールはチリによって太平洋、ブラジル/アルゼンチン/ウルグアイによって大西洋と面し、アジア・ヨーロッパとの貿易を含めた経済活動は活発化するものと期待されている。そして加盟5カ国の内、経済が最も安定している国がチリなのである。

電気通信分野においてメルコスールの一角に食い込むことは、基本通信事業の民営化/自由化が近づいているブラジル市場進出の足掛かりとなると期待される。通信事業の自由化はチリが最も進んでおり、そしてその経済規模が小さいことからリスクも小さい。チリはブラジル市場を窺う上で好条件を備えている。

Telefonica、STET、SBC、ベル・サウス等、世界のメガ・キャリアは既にチリ市場への進出を果たしている。チリの主要キャリアの中で唯一のチリ資本であるChilesatは外国との資本提携を模索中であり、スプリント等が食指を伸ばしている模様である。チリのメルコスールへの加入により、外国通信事業者から見た同国の魅力は更に高まったと言えよう。

### 【参考文献・資料】

- TPG Latin American Telecommunications (1st Edition)
- Pyramid Research Latin America Vol.3 No.4,5,9,12, Vol.4 No. 3,4
- Pyramid Research, Emerging Markets Data Base 2nd Quarter 1996
- Pyramid Telecommunications Development Report Vol.11 No.4,5
- ITC Latin American Telecom Report Vol.4 No.10,12, Vol 5 No. 1,2,3,5
- Financial Times (1996.6.26)
- Global Telephony/June 1996



# ASIA



## アジア全般

### アジア21か国・地域における競争、民営化、外資参入の現状

基本電話の競争は国際が中心、国内長距離は競争停滞、市内は無線網重視。セルラー電話事業の民営化と競争導入は活発、基本電話の民営化は消極的。外資導入は出資上限などの制限設定。セルラー電話事業への外資規制は緩やか。

次のアジア21か国・地域について、基本電話およびセルラー電話分野における競争導入、民営化の進展度および外資導入に関する動向と展望をまとめた。

また、一覧表を作成し、全体の状況が把握できるようにした。

(田中 俊行 / 前川 睦衣)

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1. 中国     | 11. マレーシア   |
| 2. モンゴル   | 12. ベトナム    |
| 3. 韓国     | 13. ラオス     |
| 4. 台湾     | 14. カンボジア   |
| 5. 香港     | 15. ミャンマー   |
| 6. マカオ    | 16. バングラデシュ |
| 7. シンガポール | 17. インド     |
| 8. フィリピン  | 18. スリランカ   |
| 9. インドネシア | 19. パキスタン   |
| 10. タイ    | 20. ブルネイ    |
|           | 21. ネパール    |

上記のアジア21か国・地域について、次のような分析が可能である。

(競争導入について)

基本電話分野への競争導入は全般的に進行していない。競争の中心は国際電話(韓国、フィリピン、インドネシア、マレーシア)であり、国内長距離電話にはこれまで本格的な競争導入はなされてこなかった(韓国やモンゴルで最近開始されたばかりである)。

すでに構築された国際伝送路から原価ベースで容量を取得することにより新規参



KDD RESEARCH

入が比較的容易にできる国際通信分野に比べ、自前で光ファイバーやマイクロ波伝送路を構築する国内長距離分野は、競争事業者にとって技術面や資金面で困難が伴い、採算が成り立たないのかも知れない。

一部の国では市内分野にすでに競争が導入されているが、これは政策的な配慮が大きい。

例えば、香港では域内独占免許の期限失効時に合わせて域内に競争を導入したが、競争が機能しているのは、市内分野ではなく、域内新規参入事業者向けに設定された大口割引を利用した国際電話サービスとなっている。

フィリピン、インドネシア、マレーシア、インド、スリランカおよびネパール（入札中）などで、従来の独占的事業者に対抗して市内網を整備する免許が新たな事業者に付与されている。電話普及率の向上を目的とする政府の方針に沿ったものであるが、有線系よりも無線系の加入者回線構築が選択されていく傾向が顕著になっている（マレーシア、スリランカおよびネパールなど）。

韓国では市内電話への競争導入が決まっているほか、WTOの圧力を受けて、シンガポールテレコムの特許提供権の期間短縮がほぼ決まった。また、香港の国際電話等の独占期間の短縮に関する議論も始まる見込みである。そのほか、マカオ、タイおよびパキスタンで基本電話分野への競争導入についての検討が行われている。

セルラー電話の競争導入は活発であり、現在競争が入っていない国は、モンゴル、マカオ（検討中）、シンガポール（1997年から競争導入）、ベトナム、ラオス、ミャンマーである。セルラー電話は、電話普及率の高い国では2台目の電話として爆発的に伸びており、低い電話普及率の国では固定電話網の代替として機能し、今やすべて国で日常不可欠なサービスとなってきた。

#### （民営化について）

基本電話分野については、香港、マカオおよびフィリピンの通信事業者はほぼ完全に民営化されているが、その他の国の民営化はほとんど進展していない。

モンゴル、韓国、シンガポール、マレーシア、パキスタンの独占的事業者は株式会社化され一部株式が上場されているが、過半数から90%近くの株式は政府が保有したままとなっており、民営化とは言い難い。

インドネシア、タイ、ベトナムおよびカンボジアなどでは、政府系の事業者と共同事業形態（BTO、BOT、BCC、BOOなど）で設立した民間事業者が基本電話の運用権を与えている。これらの民間事業者は、政府系事業者がカバーしない地域で、独占的に国内電話事業を行っている。バングラデシュ、インドおよびネパール（入札中）では、新規参入組は民間事業者であるが、やはり政府系事業者がカバーしない地域で、独占的に国内電話事業を行っている。

なお、ラオス、スリランカおよびブルネイでは、政府系事業者の民営化が検討されている。

セルラー電話の民営化は非常に浸透しており、民間事業者が全く入っていない国は、中国、ラオスおよびミャンマーである。

韓国、台湾、シンガポールおよびマレーシアの場合、基本電話事業者がセルラー電話事業者を兼ねているが、これらの事業者は株式を政府が所有しているので、民



# ASIA

営化とは言い難い。しかし、韓国、台湾およびマレーシアの新規参入組は民間事業者である。

また、インドネシア、タイ、ベトナムおよびカンボジアでは、基本電話と同様に共同事業形態で、実態的にセルラー電話の運用権を民間事業者に与えている。

なお、ラオスでは、政府系事業者の民営化が検討されている。

## (外資導入について)

基本電話事業に対する外資導入は積極的に行われているものの、出資比率の上限を設定する、政府系の事業者と共同事業（BOT、JOS、BOO、BTO、BCCなど）という経営形態にする（インドネシア、タイ、ベトナム、ラオスおよびバングラデシュ）経営への直接参加を禁じる（中国、ブルネイ）など実質的な外資制限が加えられている。

BOTとJOSはインドネシアの共同事業方式である。運用権を取得した民間会社は、資金調達、通信設備の建設および期間限定で運用を行うが、一定の運用期間が終了すると通信設備の所有権をテルコムまたはインドサットに移管する。JOSは、一定の運用期間経過後、通信設備の所有権をテルコムに移管する点でBOTと同一であるが、運用期間中の収入をテルコムと民間会社で配分する。

BOOはインドネシアやバングラデシュの共同事業方式である。政府系事業者と民間企業の共同出資した合弁会社が国内通信事業を行う。

BTOはタイなどで採用されている共同事業方式である。設備の所有権は政府系事業者に帰属したままで、民間事業者に一定期間の運用を委託する。運用期間中の収入は、委託元である政府系事業者と民間事業者との間で配分されている。

BCCはベトナムの共同事業方式である。BTOに似た事業委託契約であるが、民間事業者に対して公式な運用権は付与されず、事業協力契約という形態がとられる。なお、ラオスはベトナムのBCCを参考としたBOOを採用している。

セルラー電話に対する外資導入については、基本電話よりもやや緩やかな出資上限を設定している。基本電話と同様に、政府系の事業者と共同事業という経営形態にする（インドネシア、タイ、ベトナム、ラオスおよびカンボジア）経営への直接参加を禁じる（中国、ミャンマー、ブルネイ）など実質的な外資制限が加えられているが、セルラー電話に対する外資規制を基本電話よりも緩和している国が目立つ（モンゴル、韓国、バングラデシュ、スリランカおよびパキスタン）。



表：競争導入、民営化および外資導入状況（アジア21か国・地域、1996年6月）

	競争導入		民営化		外資導入	
	電話	セルラー	電話	セルラー	電話	セルラー
1.中国	×2000年までに実現		×	×	設備建設のみ	設備建設のみ
2.モンゴル	国内長距離のみ	×	政府過半数所有		40%設備所有なし	89%
3.韓国	市内を除き複占		政府がKT株式の過半数所有		×検討中	3分の1まで
4.台湾	×2000年以降に実現	選定中	×2000年以降に実現	新規事業者のみ	20%まで	20%まで
5.香港	域内のみ				50%未満	50%未満
6.マカオ	×検討中	×検討中			71%	71%
7.シンガポール	×2000年に実現	×1997年に実現	政府88%所有	政府88%所有	×検討中	49%
8.フィリピン					40%	40%
9.インドネシア			共同事業方式	共同事業方式	95%共同事業方式	95%共同事業方式
10.タイ	×検討中		BTO	BTO	40%BTO	40%BTO
11.マレーシア			政府72%所有	新規事業者のみ	20%	20%
12.ベトナム	×	×	BCC	BCC	BCC	BCC
13.ラオス	×	×	×検討中	×検討中	×BOO	×BOO
14.カンボジア	×		委託	合併	委託	BOT/BTO
15.ミャンマー	×	×	×	×	×	設備建設のみ
16.バングラデシュ	×		地方のみ		BOO/BOT	50%
17.インド	市内のみ		市内のみ		49%市内のみ	49%
18.スリランカ	市内のみ		×検討中		×	80%
19.パキスタン	×		政府89%所有		4%拡大検討中	80%
20.ブルネイ	×		×検討中		設備建設のみ	設備建設のみ
21.ネパール	市内のみ	入札中	市内のみ		入札中	入札中

## 1. 中国、「急成長するセルラー電話で競争激化」

1993年9月にページングやVANサービスなどの限定分野を外国通信キャリアを含めた民間会社に開放した。

さらに、1995年7月には郵電部（MPT）から事業部門の電信総局（DGT）を切り離し、名目的ではあるが規制と事業運営の分離を実施した。DGTは独立会計部門となり、名称もChina Telecomに変更された（1995年版年次報告書では、DGTの名称と組織に変更はないが、独立会計部門となった旨の記述はある）。China





# ASIA

Telecomの事業範囲は、国際業務、データ通信や電話帳の製作・販売などに限定されている。

基本電話やセルラー電話などの主要サービスを実際に提供しているのは、各省等の郵電管理局や市・県の郵電局であり、これらは依然としてMPT傘下にある。

1995年末のセルラー電話サービスの全加入者数は約374万加入で、前年末の約157万加入と比較し約138%の伸びとなり、米国、日本、英国に次いで、中国はセルラー電話加入者数で世界第4位となった。

374万の総加入のうち、MPTのライバルである聯合通信(Unicom)が約11万、中国人民解放軍の通信運用部門が約3.3万の加入者をそれぞれ有している。同部門は正式な運用免許を付与されていないが、将来的に第3のセルラー電話事業者になる可能性を秘めている。

Unicomのセルラー電話サービスは1995年7月19日に北京、上海、天津および広州で開始された。すべてデジタルのGSMを採用している。技術と資金面で外国の支援を受けており、これまでに米国、カナダ、日本、シンガポールおよびフランスなどの16社と協定を締結した。

MPTはアナログのTACSとAMPS中心であったが、1994年から採用したGSMが増えつつある。また、国内TACS網間やGSM網間、さらに香港との国際ローミングが進展している。現在1800MHz帯を利用するPCSサービスの導入を検討しており、順調に行くと1997年から実用化される見通しである。

1996年末のセルラー電話加入者について、MPT約643万、Unicom約50万、合計で693万加入となり、前年比約85%の伸びと予測されている。

## 2. モンゴル、「すでに民営化、外資開放および競争導入を実施」

モンゴルは、1995年中に事業者の民営化、競争導入および外資開放など次の一連の政策を一挙に実施した。

- ・電気通信法の制定(1995年11月公布)
- ・独立規制機関の設置(1995年10月設置)
- ・通信事業者の株式会社化と国際入札による民営化(1995年8月実施)
- ・セルラー電話事業免許の国際入札(1995年9月実施)
- ・モンゴル鉄道会社の通信市場参入

1995年5月にモンゴル電気通信会社(MTC: Mongolian Communications Company)株式およびセルラー電話事業免許の国際入札が開始された。

同年8月にMTCは株式会社となり、韓国のKTがMTC株式の40%を取得した(残りの60%株式は政府所有と見られる)。また、国営会社のモンゴル通信資産会社(MCAC: Mongolian Communications Asset Company)が新設された。MCACは、MTCのネットワーク、機器および建物などの通信設備を所有し、同設備の建設を実施する。

MTCはMCACから設備をリースして、通信サービスの提供を行う。

1995年9月に、MobiComがセルラー電話事業免許を取得した。MobiCom株式は、KDDと住友商事(それぞれ44.4%)およびモンゴルの通信コンサルティング会社であるニューコム(11.1%)の3社により所有されている。MobiComは、



1996年4月末にモンゴル初のセルラー電話サービスを開始した。

モンゴル鉄道会社が国内長距離電話サービス市場に参入した（1995年中に参入した模様であるが、正確な時期は不明である）。同社はモンゴル政府とロシア連邦の合弁会社である。

### 3. 韓国、「KTの外資規制緩和を検討」

韓国はアジア諸国で最も早くから競争導入を実施した国の一つである。

電話については、国際および国内長距離の両分野でKTとDACOMの2社競争体制（複占）となっている。今後、両分野に追加1社の事業者の参入を認めていくほか、市内電話についても地域を分けて競争事業者を参入させていく。

セルラー電話は、韓国移动通信（KMT）と新世紀移动通信の複占であるが、今後PCSの導入も行っていく。

国際電話の追加1社とPCS事業者について1996年4月15日から3日間を受付期間として、免許申請が行われた。同年6月10日、国際1社（1997年後半サービス開始）PCS3社（1997～1998年サービス開始）が選定された。

基本通信事業者であるKTとDACOMはともに株式会社であるが、両社に対する外国企業の資本参加は認められていない。

KTの株式放出は1993年から入札方式により実施されてきた。1994年12月31日未現在で20%株式が売却された（残りの株式は政府所有である）。

なお、現在のKTの法律上の位置付けは「公社」となっており、法律上、KT株式の51%以上を政府が保有しなければならない。しかし、KTの経営の自主性と国際競争力を高める目的から、政府の株式保有比率を低くする方針が1995年半ばに発表された。DACOMについては、1993年末にDACOMのKT保有株式が全て売却されたため、完全民営化された。

韓国政府は現在KTとDACOMの外資規制の緩和を検討中である。

1998年から両社に対する3分の1までの外資所有を認める、あるいはKT株式の政府所有比率を34%とし外資所有を20%までとするなどの案が出ている模様である。

この案では、WTOにおいて諸外国の批判をかわすことが困難であるとみられており、今後予想される外圧の中で、韓国の対応が注目される。

セルラー電話事業者（KMTおよび新世紀移动通信はともに株式会社）については、議決権株式の3分の1までの外資所有が認められている。米国のエアタッチ（11.3%）、SBCコミュニケーションズ（8.3%）などの外国通信キャリアが新世紀移动通信に出資している。

### 4. 台湾、「セルラー電話の新規事業者を選定中」

電話およびセルラー電話はこれまで電信総局（DGT）の独占であったが、1996年初めに段階的に競争を導入していくことを正式に決めた。

1996年1月16日に、DGT（これまで規制と事業運営を兼務）の分割・株式会社化、通信事業への競争導入および外資導入などを定める電信法（電気通信法）など



# ASIA

3法案が可決され、今後、次の予定で台湾の通信事業は変革していくことになる。

- ・規制機関DGTの設立(1996年7月1日)
- ・中華電信株式会社の設立(1996年7月1日)
- ・セルラー電話等の入札開始(1996年5月1日)
- ・中華電信株式会社の民営化(未発表)
- ・基本電話の競争導入(2001~2003年頃の予定)

DGTの業務を引き継ぐ中華電信株式会社の株式は政府全株所有となる。同社は基本電話サービスを独占提供する。同社の民営化の予定は発表されていないが、基本電話の競争導入時期に合わせて民営化される可能性が強い。

セルラー電話については、全国、北部、中部および南部の4ブロックについて2社ずつ計8社に免許が付与される。入札期間は1996年5月1日から同年7月末までで、同年12月までに事業者が決まる見通しである。

電信法により、基本電話やセルラー電話などの第1類事業者については、20%を上限として外国企業の出資が認められることとなった。第1類事業の範囲として、市内電話、国内長距離電話、国際電話、携帯電話、衛星電話、広帯域通信および高速データ通信の7つとする案が議論されており、1996年6月末までに正式に同事業の範囲が決定されることになっている。

## 5. 香港、「HKTIの独占期間の短縮に関する協議が開始される見込み」

香港域内電話と国際電話に分けて免許が付与されている。

香港域内電話については、1995年6月末まで香港テレホン(HKTC)の独占であったが、同年7月1日から競争が導入された。

HKTC、ハチソン・テレコム(同年9月12日サービス開始)、ニューT&T香港(同年10月18日サービス開始)およびニューワールド・テレホン(同年7月1日サービス開始)の4社が競っている。

国際電話については、香港テレコムインターナショナル(HKTI)の独占(ただし2006年9月末まで)であるが、1996年6月11日に香港政府が、独占期間の見直し(実際には独占期間の短縮)に関する協議を開始すると発表した。

ハチソン・テレコム、ニューT&T香港およびニューワールド・テレホンの3社も、HKTIより低廉な料金で、国際電話サービスを提供しているが、これはHKTIの国際電話サービスの再販ではないと思われる。

セルラー電話については、4社(HTCSL、ハチソン・テレフォン、パシフィック・リンクおよびスマートーン)が競合している。

新たなセルラー電話として、PCS(1.7~2.0GHz帯の周波数を利用するデジタル方式のセルラー電話サービス)とCAS(低速移動のコードレス・サービスで、日本のPHSに相当)事業者の選定作業が進められているが、中国政府の最終的な承認が得られていない。(1996年6月末にPCS事業者の選定について中英間の合意成立。)

香港の通信事業者はすべて民間の株式会社である。

すでに多くの外国通信キャリア(USウエスト、ヴォダホン、AT&T、中国郵電部、上海長途電信など)が香港の通信事業者に出資しているが、実質的な外資比率は50%未満となっている。



HKTC、HKTIおよびHTCSLの3社の全株式は、持株会社である香港テレコム（HKT）により所有されている。この持株会社HKTの株式は、C&W58.5%、CITIC10.0%および一般投資家31.5%の比率（推定）で所有されている。

C&Wは香港の中国返還後の経営をスムーズに行うため、保有するHKT株式を中国の通信事業者売却することや株式の交換を検討している。

## 6. マカオ、「独占キャリアCTMのトップに香港テレコム社長が就任」

国内と国際双方の基本通信サービスやセルラー電話サービスはCTM（Companhia de Telecomunicacoes de Macau SARL）により独占的に提供されており、現在のところ競争導入はなされていない。

The APT Yearbook 1996によると、通信設備の運用と建設はC&Wの独占であり、C&Wの所有する公衆通信網の運用と拡張に関する免許の有効期限は1981年から20年間である。（この記述が正しければ、通信設備の建設とサービス提供に分けて独占免許をC&WとCTMにそれぞれ付与していると考えられる。）

CTMとマカオ政庁との間で、CTMの独占サービスの範囲の見直しが進められており、今後セルラー電話サービスなどに競争が導入される可能性があると言われる。

ただし、競争導入に伴う新たな免許選定手続きにおいて、中国政府の承認を得るプロセスが加わるので、マカオ政庁と中国政府間の調整に時間を費やすこともありうる。

C&WとCTMはともに民間会社である。

CTMの株式は、現在次の所有割合となっている。

- ・ C&W（51%）
- ・ ポルトガルテレコム（28%）
- ・ CITIC（20%）
- ・ マカオ政庁（1%）

外資の出資制限は公表されていないが、上記のとおり現在CTMの71%株式が、C&WとCITICという外資に所有されている。

マカオはポルトガルの自治領であるが、1999年12月20日に中国に返還される。香港と同様の「1国2制度」による統合である。

1996年6月上旬の報道によると、香港テレコムの現社長であるライナス・チェン氏がCTMのトップに指名された。ともに中国に返還される香港とマカオの通信事業の経営が同一人物に委ねられたことになる。

## 7. シンガポール、「基本電話の競争は2000年から」

基本電話およびセルラー電話については現在シンガポールテレコム（ST）の独占であるが、次のスケジュールで競争が導入される。

- ・ 基本電話（2000年4月1日からの予定）
- ・ セルラー電話（1997年4月1日から複占）

STの基本電話の独占は、当初2007年3月末に失効することになっていたが、シ



# ASIA

シンガポール政府が1996年5月に新たな提案を行い、2000年に消滅する見込みとなった。正式な決定は1996年6月中に行われる。

新規の基本電話事業者を選定するための入札が1997年第1Qから開始される予定で、免許付与数や外資規制などの詳細は入札時に明らかになる。

セルラー電話についてのST（100%子会社モービルリンクが提供）の独占は1997年3月末までで、1997年4月から複占となる。新規のセルラー電話事業者としてすでにモービルワンに免許が付与されている。

STとモービルワンは株式会社である。

1995年6月末時点でST株式の約12%が市場で取り引きされており、残りの約88%はTemasak Holdingsにより所有されている。Temasak Holdingsはシンガポール政府が所有する投資会社なので、STが完全に民営化されているとは言い難い。

STに対する現在の外資規制については何ら公表されていない。

1994年10月時点のデータをもとに試算すると、STの総株式数152.5億株のうち約6.5億株が外国投資家を対象に入札にかけられているので、STの外資所有比率は約4%となる。

セルラー電話事業者に対する外資上限は49%までである。

1997年4月からセルラー電話市場に新規参入する事業者モービルワンについては外資所有比率は30%である。グレート・イースタン・テレコミュニケーションズ社がモービルワンの30%株式を保有している。なお、グレート・イースタン・テレコミュニケーションズ社はC&W（51%）とHKT（49%）の合併会社であり、実質的なオーナーはC&Wである。

## 8. フィリピン、「国際とセルラー電話事業者に市内電話の提供を義務付け」

市内電話は約50社による地域独占だが、1994年のデータによると、PLDTの加入者が全体の約87%を占める。

国内長距離電話は、正確な情報は無いが、現在のところPLDTのほぼ独占である。（The APT Yearbook 1996は、PLDT、ICCおよびPhilippine Telegraph Telephone Corp Metro Manilaの3社を長距離事業者としてリストアップしているが、PLDT以外の事業者は専用線などの事業者であり長距離電話サービスを提供していないと思われる。）

競争が実際に機能しているのは国際電話分野である。国際電話サービスを提供している正確な事業者数は不明であるが、8社（PLDT、Capwire、ETPI、GMCR、ICC、Isla、Philcom、Smart）に国際事業免許が付与されている。

セルラー電話については、5社（Extelcom、GMCR、Isla、Piltel、Smart）に免許が付与されている。

PLDT以外の国際とセルラー電話事業者7社は、電話普及率（1994年において100人あたり2.3加入）の向上を目的として、1999年から市内電話サービス市場に参入することを義務付けられている。国際事業者は最低30万回線、セルラー電話事業者は最低40万回線を1999年までに敷設しなければならない（両免許を取得しているGMCR、IslaおよびSmartの3事業者は国際・セルラー合計で最低70万回線を敷設する）。



政府系の市内電話会社（8社程度）を除き、PLDTなどすべての電話とセルラー電話事業者は完全に民営化されている。残る政府系の市内電話会社も順次民営化される。1995年3月1日に制定された法律に基づき、全政府系電話会社が株式会社化され、5年以内に普通株の30%が売却される見込みである。

憲法で通信サービス事業への外資参加の上限は40%と定められている。

PLDTを除き、主要な外国通信キャリアが、Capwire（KT20%）、ETPI（C&W40%）、GMCR（ST37%）、ICC（ナイネックスとタイのTelecom Asiaで合計25%）、Isla（タイのシナワトラ30%、ドイツテレコムが出資を検討中）、Philcom（コムサット16.8%）、Smart（香港のファーストパシフィック25%、NTT）に対して出資している。

## 9. インドネシア、「共同事業方式による民間事業者の参入が増大」

通信サービスを国内と国際で切り分ける事業区分を採用し、国内はテルコム、国際はインドサットであるが、テルコムまたはインドサットとの共同事業方式による通信サービスの提供を認めている。

インドネシアの共同事業方式には、合弁、BOT（Build-Operate-Transfer）およびJOS（Joint Operation System）などがある。

BOT方式では、民間会社が資金を調達し、特定された地域における通信設備の建設を行い、一定の運用期間が終了すると通信設備の所有権をテルコムまたはインドサットに移管する。

JOSは、一定の運用期間経過後、通信設備の所有権をテルコムに移管する点でBOTと同一であるが、運用期間中の収入をテルコムと民間会社で配分する。

1995年6月に、テルコムとのJOS方式による5つのコンソーシアムに対して、インドネシア政府は国内通信事業免許を付与した（まだ事業は開始されていない）。

また、テルコムとインドサットとの共同事業方式により発足したサテリンドに対して国際通信事業免許がすでに付与されており、サービスも1994年7月から開始されている。

セルラー電話については、1996年4月時点で、テルコムセル、サテリンド、エレクトリンド・ヌサンタラ・コムセリンド、セントラリンド・メトロセル、テレコミンド、ラジャサ・ハザナ・ペルカサ・モビセルの6社が運用している。これらはすべて、テルコムまたはインドサットとの合弁またはBOT方式による。

テルコムとインドサットの2社はともに株式会社で、一部株式がすでに国内外で上場されているが、インドネシア政府の株式所有比率が高い（テルコム81%、インドサット65%）。

テルコムとインドサットの2社は、政府所有会社と呼ばれ、これら2社の外資制限についての正確な情報は不明である。

テルコムまたはインドサットとの共同事業方式により設立された事業者（正確な情報は無いが株式会社であると考えられる）に対する外国投資家による持株比率の上限は、95%までとかなり緩やかである。



# ASIA

## 10. タイ、「TOTとCATの民営化を議論」

TOT (Telephone Organization of Thailand) とCAT (Communications Authority of Thailand) の2社と、TOTまたはCATとのBTO (Build-Transfer-Operate) 方式により営業権を付与された民間事業者のサービス提供が認められる。TOTが、国内電話、近隣国との国際電話、セルラー電話およびVANサービスなどで、CATが、国際電話、データ通信、無線通信、電報、テレックス、セルラー電話および郵便・貯金サービスなどである。

タイのBTOでは設備の所有権はTOTやCATに帰属するが、一定期間の運用を委託される。運用期間中の収入は、委託元であるTOTまたはCATと民間事業者との間で配分されている。

国内電話については、TOTが事業を行っているが、その他にTOTとのBTO方式により運用しているテレコムアジアおよびTT&T (Thai Telephone & Telecommunication) の2社がいる。

国際電話 (近隣国を除く) については、CATの独占である。

セルラー電話については、TOTとCATに加えて、AIS (Advanced Info Services) およびTAC (Total Access Communications) の4社により提供されている。AISはTOT、TACはCATとのBTO方式により運用している。

TOTとCATはともに国営企業 (株式会社ではなく、一般的に公社として扱われている) であり、当然のことながら外資参加は認められていない。

現在、TOTおよびCATの民営化、1997年末までの通信サービスの自由化および新しい規制機関の設置などが議論されている。

BTO事業は株式会社の取り扱いを受けている。例えば、テレコムアジアとTT&T株式がすでに上場された。TOTまたはCATとのBTO事業に対する外資比率は、40%までとなっている。テレコムアジアに対しタイ最大級の華僑系財閥のCPグループ (合計で85%出資の模様) とナイネックス (15%出資) が、TT&Tに対しジャスミンほか4社のタイ資本とNTTと伊藤忠商事の日本資本が、AISに対してタイのシナワトラ・コンピュータ&コミュニケーションズ・グループが、TACに対してタイのU-COM (株主にテレコムアジア、モトローラがいる) が、それぞれ出資している。

## 11. マレーシア、「政府は国内・国際通信事業者の3社への限定を断念」

基本電話、移動体、ページング、付加価値サービス、公衆電話などの全ての通信サービスにおいて、競争が導入されている。国際・国内電話両サービスの免許を取得している事業者は計4社ある。4社とは、第1キャリアであり1990年に政府保有株式の約24%を放出し民営化を図ったテレコムマレーシア (以下TM) 及びセルラー電話で約7割のシェアを占めるセルコム、今年始めに通信衛星MEASAT-1の打ち上げに成功したピナリアン、そして国内ハイウェイ沿いにデジタル光ファイバーケーブル幹線を敷設し、国内網整備を進めるタイムテレコムである。上記に、国際電話ではムチアラと、国内電話では固定セルラーの免許を取得しているSTWが加わり、それぞれ5社ずつとなる。

一方、セルラー電話では、TM、セルコム、ピナリアン、モビコムの4社が、



PCNサービスでは、ムチアラ、MRCB、サブラの3社が提供中である。しかし、ムチアラは国際免許を持ちながらサービス開始が遅延していたり、移動体電話でも後発組は、加入者数が思うように伸びず、MRCBなどは未だに経常赤字が続いている。

こうした競争業者乱立の状況下で、各事業者が独自のネットワーク建設のために膨大な設備投資を行うことは、二重投資、過当競争による各社の弱体化、国際競争力の減退を招く恐れがあるとして、政府は今年5月、すでに昨年から主張してきた業界再編成のガイドラインを具体的に打ち出し、フルサービスオペレータを事業者間の吸収・合併により3社に限定する方針を明らかにした。ところが、今年7月に入って政府の方針は180度変換し、業界再編は断念することが発表された。この政策転換は、吸収・合併されるとされていたタイムテレコム、及びムチアラの2社による強力なロビー活動によるものと言われている。今後の市場形成は生き残りをかける事業者間の自由競争に委ねられることとなるが、すでに、TMのMRCB買収、タイムテレコムの親会社タイム・エンジニアリングのサブラへの出資なども発表されており、政府が需給調整を行わなくとも、通信市場における競争による淘汰は進行していくと見られる。

外資導入に関しては、付加価値サービスへの出資率の上限を30%としているが、基本通信サービスについてはこれまでに明言されていない。しかしながら、基本通信事業者は、自社の体質・技術力強化のため、外国企業との提携を活発に進めており、95年2月にUSウェストのピナリアンへの20%の出資が正式に承認されたという実績を考慮すると、現在承認待ちとなっているドイツテレコムのセルコムへの約20%の出資や、スイスPTTテレコムのムチアラへの30%出資についても、今後徐々に認められる公算が大きい。

## 12. ベトナム、「BCC（事業協力契約）事業により外資導入」

電気通信事業は、監督官庁である郵電総局（DGPT：the Department General of Posts and Telecommunications）のもと、ベトナム郵電公社（VNPT：Vietnam Posts and Telecommunications Corporation）が独占提供している。

1986年以降、政府の開放政策を受け、外国資本への市場開放が積極的に行われ、1994年にはベトナム政府は、電話加入回線約20万回線を増設し、加入電話回線普及率を1995年末で100人当り1回線とする当初の目標は達成された。

1994年半ばに第2の国内電話網の運用でATC（Army Telecommunications Company）に、また翌年6月にはMETC（Military Electronics Telecommunications Company、旧Sigelco）にそれぞれ免許が付与され、注目を集めたが、どちらもDGPTの監督下での、VNPTとは競合しない軍経営のネットワークであり、公衆網サービスとは言い難く、基本サービス市場における競争導入への道は遠い。

外資の直接投資は、通信機器の製造分野では認められているが、通信サービスの運用に関しては認められておらず、基本的にBCC（Business Cooperation Contract：事業協力契約）方式が取られている。VNPTは、ハノイ及びホーチミン市における15年間で計120万回線の電話回線を敷設、運用するという大規模プロジェクトについて、C&W、NTTI、Telstra、FTの4社との間でJV設立で合意済みであるが、政府からの承認が大幅に遅れており、今年7月の共産党大会が終了するまで





# ASIA

は進捗しない状況である。この他、今年5月、VNPTは、韓国KTとの間で、ハイフォンを含む北部3地区における電話回線を4万回線敷設する7年間のBCC契約を結んでいる。

移動体通信サービスは、VNPTの一運用部門であるVMS (Vietnam Mobile Telecom Services Co.) が提供しており、ホーチミン市ではSTI (Singapore Telecom International) とのBCC契約によりセルラーAMPS方式での試行運用を行っている。1994年からはGSM方式のセルラー電話サービスも開始されている。また、VMSは、1995年スウェーデンのコングロマリットKinnevik傘下のCIV (Comvik International Vietnam) との間でベトナム全土をカバーする国内デジタルGSM網構築 (MobiFone) で10年間のBCC契約により運用を開始しており、すでに12,000加入者を有し、今後も固定電話の代替インフラとして急速に発展することが期待される。

### 13. ラオス、「日本からのODA及びタイ・シナワトラからの投資が主流に」

国内・国際電話及びセルラー電話は、ラオス郵電公社EPTL (Enterprise des Telecommunications Lao) が独占提供している。ラオスの通信インフラ整備は、政府の資金不足のため、その大部分を世界銀行、及びUNDP (国連開発計画) からの借り入れや、日本などの外国政府からの援助に依存している。香港テレコムの投資によりビエンチャンに建設された衛星地球局に加え、日本政府からの無償援助 (ODA) により、KEC (KDD Engineering and Consulting) 及びNTCC (the Nippon Telecommunications Consulting Co. Ltd.) が第2地球局を建設中で、96年半ばの完成を待って国際回線数の収容増大を図る予定である。通信市場は、第2事業者が利益を生むには、あまりにも未成熟で、電話加入回線普及率は、100人当たり0.45回線と世界最低水準である。ドイツテレコムの子会社である通信コンサルティング会社Deteconがラオスの通信マスタープランを作成しており、2009年には総加入者回線を30万回線とし、電話回線普及率を100人当たり5回線とすることを計画している。

ラオス政府は、最近特に通信セクターの発展を最優先する政策と民間投資プログラムを打ち出しており、EPTLの民営化も検討中である。外国企業からのインフラ投資は、ベトナムのBCC方式を参考にBOO (Build Operate Own) 方式を選択している。

1993年12月、EPTLはタイのシナワトラグループ (70%出資) とラオスの基本電話、セルラー、ページングや、放送など広範なサービス提供で15年間の契約を結び、合弁会社Lao Shinawatra Telecom Co.を設立した。同社は、1994年に、従来のAMPS方式の設備に代わり、ヴィエンチャンに5,000加入収容可能なGSMネットワークを構築したが、端末価格が法外なため、その成長率は低い。

EPTLは、95年12月SC&C (Shinawatra Computer & Communications) との間で通信サービスの提供について、BOO契約を結んだ。

今年2月には、タイTOTとも覚書を締結し、マイクロ無線、光ファイバー海底ケーブル敷設による相互の通信拡大、及びTOTからの経営、訓練面での援助を行うこととなった。



#### 14. カンボジア、「ODA 及びアジア企業との合併事業によりインフラ整備」

国内電話は、カンボジア郵電省（MPTC：the Ministry of Posts and Telecommunications of Cambodia）が独占提供している。総計12,000 電話加入のうちの9割は、首都プノンペンに集中しており、電話回線普及率は0.65回線と世界でも最低水準にある。昨年10月、MPTCは、ITU及びUNDP（国連開発計画）の協力を得て電気通信整備マスタープランを作成した。この中でMPTCは1998年までに100人当たり1回線、2000年までに100人当たり2回線の加入電話回線普及率を目指すとしている。

カンボジアの基幹ネットワークは、1990年以降Telstra（当時OTC）の援助によりプノンペンに建設された衛星地球局設備、及び1991年からの3年間でUNTAC（United Nations Transitional Authority Command）が設置したセルラー通信網（1994年2月にカンボジア政府に移管された）が基本となった。

1993年3月、タイのシナワトラグループは、カンボジア政府との20年間契約のJVで、カンボジア国内電話の運用を行うことで合意し、同年8月、プノンペンにおける電話サービスを開始している。94年4月マレーシアのセルコムもカンボジア発信の国際電話において、マレーシアを中継ハブとすることで、カンボジア政府と合意している。

1995年初めには、インドネシアのインドサットが、カンボジア政府から、上記ネットワークを再利用した国内通信網の再建、運用事業を受注し、合併会社Camintel（Cambodian Post and Telecommunications Ministry）を設立した（インドサット49%出資）。インフラ整備は、ラオス同様外国からの援助なしでは、進められず、日本政府はODAにより16,000 電話回線の敷設や、プノンペン市郊外を中心にPHSシステムを利用した5,000回線の無線通信網の建設を計画している。

セルラー電話は全てアナログ方式で、タイ、マレーシア企業との合併会社Cambodia Smart Communications（NMT 900）、Tricelcam（E-TACS）、Camtel（AMPS800）、Shinawatra Cambodia Limited（NMT 450）の4社が提供中。4社とも外資70%、MPTC30%の出資比率となっている。

#### 15. ミャンマー、「セルラー電話システムの設置で外資導入」

国内・国際電話・セルラー電話とも、郵電庁（PTD：Posts and Telecommunications Department）の監督下でMPT（Myanmar Posts and Telecommunications）が独占提供。加入電話回線普及率は、100人当たり0.33回線（総電話台数の46%が首都ヤンゴンに集中）で、資金不足のため増設は遅れている。

セルラー電話に関しては、1992年オーストラリアのエリクソンがMPTから、ヤンゴン市内における交換機と5個の基地局からなるAMPS方式のシステムの設置を受注した。その後、ネットワーク拡張計画は進展せず、1995年10月時点で、2,000加入者程度にとどまっている。1994年4月に、MPTとの間でタイのLoxley社がマンガレーにおけるデジタルAMPS方式のセルラー電話で契約を獲得。今年5月にサービス提供を開始した。今後2,000加入まで拡大する予定である。

この他、イスラエルのTelrai Communications、日本の住友商事、米国のInter





# ASIA

Digital Communicationなどが、Myanmar Telecommunications Authorities との間で、ヤンゴン、マンダレー、ラシオ、モーラミン等の都市をカバーする計2万回線の無線自動車電話回線の設置で契約を結んでいる。

## 16. バングラデシュ、「セルラー電話で農村部の電話サービスでBOO、BOT契約」

BTTB (Bangladesh Telegraph and Telephone Board) が国際・国内ともに独占提供。競争は、地方の電話サービス及びセルラー電話、VAN サービス、機器製造分野で導入されている。政府は、農村部における通信サービスへの現地起業家の投資を奨励しており、BRTA (Bangladesh Rural Telecommunications Authority) 及びBOO (Build Own and Operate) 企業のSheba Telecomの2社が農村部の電話サービスを提供中である。加入電話回線普及率は、100人当り0.38回線、電話積滞数は18万件。全電話加入者のうちの45%が首都ダッカに、また11%が、チッタゴンに集中している。

バングラデシュの通信市場は、1971年から7.98%しか成長しておらず、この原因は、通信市場への資本投下がGDPの0.25%と不足していることである。ちなみにインドは、GDPの6%を投資している。

1994年から開始されたチッタゴン市内へのデジタル電話回線3万回線の敷設は、フランス政府からの資金、及び技術援助により、95年半ばに完了。

今後、地域を限定した電話サービス免許を民間事業者2社に付与する計画で、そのうち1社は、韓国の大宇 (Daewoo Corporation) が受注した。同社は、今年初めにBRTA との間でBOT 契約を結び、今後5年間にわたり2億米ドルを投資し、僻地へのデジタル電話回線15万回線を敷設することで合意している。

セルラー電話は、Pacific Group が50%出資しているHBTL (Hutchison Bangladesh Telecom Ltd.) が、1993年8月よりモトローラ製のAMPS方式でのサービスを開始している (1995年7月、3000加入)。同社は2000年までに、セルラー回線を2万回線とすることを目指している。

1996年以降、デジタル・セルラー電話サービスの入札で第2事業者1社を選定し、ダッカにおける3万回線の増設と、1996年中に5都市における15万回線の増設を行う予定である。

## 17. インド、「市内電話とセルラー電話に競争導入」

1992年以降、セルラー、ページング、付加価値サービス等の分野でいち早く民間資本の参加が認められた。インド政府はVSNL (Videsh Sanchar Nigam Ltd.) とDOT (Department of Telecom) の民営化は行わないが、1994年5月新通信法により市内電話およびセルラー電話において競争を導入し、民間資本を投入することを認めた。国際通信については、政府直営の通信事業者VSNLが2004年まで、また国内長距離通信については、DOTが2000年まで独占を続ける見込みである。事業者は、インド国籍企業に限定されるが、外資は49%を上限として認められる。また、今年1月には、公正な競争と適正な料金の確保を目的に、政府から独立した



通信規制機関TRAI (Telecom Regulatory Authority of India) の設立に関する大統領令が發布された。

今年4月に行われた総選挙で、政権交代があり、今後の通信政策の行く末が案じられたが、国民会議派に代わって与党となった中道左派連合のゴウダ政権は、前政権の打ち出した電気通信セクターの市場開放・民営化政策を基本的に維持すると宣言している<sup>(注1)</sup>。

昨年6月から開始された21地区の市内電話の入札は、大きなビジネス・チャンスと見られ、外国企業から多くの応札があったが、大都市を擁する地区に応札が集中し、政府は1事業者に対する免許数を2地区以内に制限するなどガイドラインの変更を行なわざるを得なかった。また、市内電話サービスの民営化と外資導入に反対するインド上院議員等との間の訴訟により、免許付与手続きが大幅に遅れ、先頃の第3回目の入札で大部分の地区の免許付与が終了している。その結果、ベルカナダ、ベルアトランティック、ナイネックス、Stet International、NTTなどが参加する現地企業との連合コンソーシアムが免許を獲得した。

セルラー電話については、政府の方針で4.5MHzのGSM方式に統一されており、主要4大都市から先に競争を導入。1995年1月から免許付与手続きの開始されたボンベイ、デリー、カルカッタ、マドラスの4大都市において各地域に2社ずつ計8社が参入した。しかしながら、加入者数は伸び悩み、現在8社合計で当初計画の15万加入者の半分以上を超えた程度である。免許取得キャリアは、今後10年間にわたりセルラー事業を運用する権利を持ち、5年間の延長が可能であるが、期間内に収益を上げ設備コストを回収するためには、今後輸入品への課税率の低減化が図られ、セルラー端末の価格が下がることにより需要が増加することが必須条件である。また、今年2月、国内20地区のうち紛争の続く2地区を(ジャム・カシミール州<sup>(注2)</sup>、およびアンダマン諸島)除く18地区についてAT&T、USウェスト、ナイネックス等米国を中心とした外資系コンソーシアムに1地区各2社ずつに免許が交付された。

## 18. スリランカ、「国内電話に外資参加型の競争導入、SLTA 民営化へ」

1991年1月電気通信条例25号に基づき、郵電省電気通信局(SLTD: Sri Lanka Telecommunications Department)からスリランカ・テレコム(SLT: Sri Lanka Telecom Corporation)が分離・公社化し、固定電話サービスの独占免許を含む電気通信業務の免許を付与された。また、同法により郵電省の下部組織DGT(Director General of Telecommunications)のもとで、SLTA(Sri Lanka Telecommunications Authority)が規制機関として、料金政策、相互接続料金の設定、免許付与、周波数割当、番号計画等を行っている。上述の電気通信条例により、基本固定電話サービス以外の分野では、民間事業者の参入が認められセルラー電話を始めとし、ページング、データ伝送サービスなどの分野で競争が開始され、その数は現在19社に上る。

アジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)の協力をを受けて作られたマスタープランに基づき、世界銀行からの融資を受け、1994年末までに50万回線を敷設予定であったが資金不足のため実際は70%の達成率であり、実施期限を1997年まで延長している。1995年末で、100人当りの加入電話回線数は、1.13回

(注1)

インド総選挙は、今年4月から約1カ月かけて行われた。独立以来政権を握ってきた与党国民会議派(Congress Party)は、歴史的敗北を喫した。代わりに第1党に躍進した人民党(BJP: Bharatiya Janata Party)のバジパイ政権も発足後13日間で総辞職に追い込まれ、6月1日、中道・左派連合のゴウダ政権が誕生した。ゴウダ政権は下院の過半数に充たず、国民会議派の閣外協力を得て、ようやく政権維持可能な状態であり、国民会議派の要請する経済改革の継続を受け入れている。

(注2)

1947年のインド及びパキスタン両国のイギリスからの分離独立以降、ジャム・カシミール地方の帰属問題をめぐり、過去3度に渡りインド・パキスタン戦争を繰り返しており、領有権については、未だに決着していない。





# ASIA

(注3)  
シンガポールのTransasia Telecomの子会社Transmarco Ltd.が56.25%、ベルカナダ10%、地元自動車部品ディーラーShanker Somasunderan氏10%、地元Brown and Company5%出資の連合コンソーシアム。

(注4)  
スリランカのMetropolitan Group及びNational Development Bankが出資。

線であり、電話積滞数は、24万件近くに上っている。スリランカでは、長引く内戦で政府に財政的余裕がなく、SLTの収益からは必要なコストを捻出できないことから、インフラ整備が進んでいない。

1995年5月、SLTAは基本電話市場におけるSLTの独占に終止符を打ち、SLTの株式を15～20%を放出し、民営化するとともに外資導入を歓迎する発言を行った。労働組合の反対にもかかわらず、今年9月頃までにSLTA株式が上場される見通しである。また、Lanka Bell<sup>(注3)</sup>およびTelia系コンソーシアム<sup>(注4)</sup>の2社に、WLL(Wireless Local Loop)システムを利用した20年間の電話サービスの免許が付与されると同時に、今後20年間非課税という優遇措置も取られる。両社は、1997年中にはサービス提供を開始し、SLTとの競争が開始される。2000年までに10万回線ずつ合計20万回線を増設する計画である。

セルラー電話では、現在4事業者が参入しているが、95年前半、政府は周波数帯域の限界から、セルラー電話の免許付与を凍結している。米国Millicom International Cellular、Telstra、シンガポールテレコム、テレコムマレーシアが進出しており、それぞれ現地資本との合弁会社を設立している。そのうち4割近いシェアを誇り、唯一のGSMセルラー事業者であるMobitelは、Telstra60%出資、SLT40%の合弁会社であり、7年間のBOT契約が終了する2000年には、設備及びサービスがSLTに引き渡される予定である。セルラー電話加入数は、1994年7月から約1年間で76%の伸びを示し、固定電話と比べ設置料、通話料金が低廉なことから、ビジネスユーザーを中心に利用者が急増しており、固定電話の代替手段として注目される。なお、携帯電話端末への輸入課税率は現在50%。1993年8月に一度廃止されたが、1995年1月から復活している。

## 19. パキスタン、「PTCL株式の26%売却を再延期」

国際・国内電話ともに1996年1月に、パキスタン電話公社(PTC: the Pakistan Telecommunications Corporation)から名称変更したパキスタンテレコム株式会社(PTCL: Pakistan Telecommunication Co. Ltd.)の独占提供。

1994年2月にパキスタン政府は、電気通信市場の再編のための電気通信政策を発表した。具体的な施策として、新通信法の制定、競争の促進とPTCLの民営化、独立規制機関PTA(Pakistan Telecommunication Authority)及び、周波数管理を行うFAB(the Frequency Allocation Board)の設立等が盛り込まれた。

これらの政策を実現するために、今年に入り、パキスタン政府は、世界銀行から3,500万米ドルの資金援助を得ている。

PTCLは、1994年8月に地元資本家に2%、同年9月には外国人投資家に9.8%の計11.8%の株式売却を果している。その後、昨年12月に大統領令により決定された今年3月中のPTCLの株式26%の機関投資家への売却は、会計年度の終了する今年6月まで引き伸ばされた。延期の理由は、昨年カラチで勃発した暴動の影響を受け、PTCL株は急激に下落していること、また外国人へのPTCL株式売却について政府内に未だに強い反発があることなどが考えられる。

新しい株主は、25年間の通信運用免許と7年間にわたる基本サービスの独占権の他、26%の出資比率であるにも関わらず56%の経営権が得られる上、免税という



優遇措置も受けられる。先に行われた入札説明会では、20社以上の外国キャリアの関心を集めたと言われている。売却利益は、外貨準備高不足、国際収支の改善に充てる考えである。

加入電話回線普及率は、現在100人当たり2.06回線（僻地は、0.01回線）。毎年、50万回線の増設を行い、1998年までに450万回線、100人当たり4回線とし、また2003年までに700万回線とすることを目標としている。

パキスタンでは、基本電話サービスを除き、付加価値サービス、データ通信、ページング等の全ての通信市場ですでに競争が導入されている。セルラー電話は、Paktel<sup>(注5)</sup>、Pakcom<sup>(注6)</sup>、PMCL (Pakistan Mobile Telecommunications Ltd.)<sup>(注7)</sup>の3社が提供中であり、3社とも外国資本との合併事業である。1995年1月にカラチで暴動が勃発し、同年7月には非常事態により、カラチ市内が封鎖された。中でもカラチに多数の加入者を持つPakcomは多大な被害を受けた。テロ行為の防止策として、7月1日よりセルラー電話、ページャー、カード式公衆電話機の使用が禁止され、この措置は今年6月まで延長されている。外国企業のカラチからの撤退、投資の差し控えが目立っている。

## 20. ブルネイ、「緩やかな民営化を計画」

監督官庁である通信省の下部組織である政府系のJTB (Jabatan Telekom Brunei) と、1995年4月からセルラー電話サービスの提供を開始した民間会社DST Communications Sdn. Bhd. が通信を提供している。

加入電話回線普及率は、現在100人当たり26回線、1997年には32回線、2001年には、40回線とすることを目標としている。

セルラー電話は、1989年にモトローラ社がAMPS方式でシステムを設置し、JTBが運用開始したが、最大収容可能数5,000加入者で、特に首都バンダル・セリ・ベガワン市内に需要が集中したことから、回線輻輳が絶えなかった。1991年にJTBはB-バンドのAMPS方式による第2のセルラー網構築のため、入札を行い、NECがこれを受注。1993年1月のサービス開始後、A-バンドの加入者は、B-バンドにほとんど移行した。1994年時点で、加入者数33,000。1994年4月には、セルラー電話の運用は、全てDST Communications Sdn. Bhd.に移管された。

1996年に発表された5カ年計画では、通信機器製造及びサービス運用における緩やかな民営化、外国キャリアからの技術、ノウハウの獲得等があげられている。

## 21. ネパール、「市内電話・セルラー電話で競争導入」

国内、国際通信とも政府所有のネパール通信公社 (NTC : Nepal Telecommunications Corporation) が独占提供している。ネパール通信省 (MOIC : Ministry of Information and Communications) は、WLL (Wireless Local Loop) システム利用の市内電話サービスで1社、セルラー電話で最大2社の参入、及び各地におけるページングサービスの提供のための入札手続きを進めており、96年中頃に選定結果が発表される。MOICによれば、外資導入も100%まで認める考えである。

(注5)

C&W80%出資のJV。95年7月現在で25,000加入者。

(注6)

Instaphone networkの運用部門で、米国のMillicom International Cellular SAが53%出資し、現地Arfeen Internationalが47%出資する合弁会社。エリクソン方式採用。カラチを中心に95年7月現在で15,000加入者。

(注7)

Saifullah-Khan Groupとモトローラ社 (66%出資)の合弁会社。95年7月現在で5,000加入者。91年GSM免許取得。モトローラ、シーメンス方式採用。





# ASIA

政府は、基本サービスや付加価値サービスにおける競争の導入や、NTCの民営化も検討中である。

1992～1997年までの第5次電気通信プロジェクトでは、145,000加入回線の増設と、600の農村にNEC製のデジタルMARTS (Multi-Access Radio Telephone System) と、VHFシステムの電話サービスを提供する計画である。

NTCには、電話積滞と電話設置にかかる日数に関し、顧客からの苦情が絶えない。NTCは、カスタマーサービス向上のための情報システムを構築し、現在電話積滞数13万件で100人当たり0.36回線の電話普及率を1997年には、100人当たりの電話加入回線を1.04、2005年までに4回線とする計画である。

## 【参考文献・資料】

- KDD 北京事務所 (5.23 他)
- KDD 上海事務所 (2.14 他)
- KDD 香港 (5.28 他)
- KDD 台北事務所 (5.30 他)
- KDD ソウル事務所 (5.20 他)
- KDD シンガポール事務所 (5.13 他)
- KDD ジャカルタ事務所 (5.27 他)
- KDD バンコック事務所 (5.15 他)
- KDD クアラルンプール事務所 (5.27、6.11 他)
- The APT Yearbook 1996
- ASIA-PACIFIC TELECOMS ANALYST (May 13、27 1996)
- Asian Communications (Sep. 1995 他)
- The Asian Wall Street Journal (May 30 1996 他)
- Financial Times (May 9 1996)
- TENENEWS Asia (Jan 25、May 30 1996 他)
- Pyramid Research ASIA (April 22 1996 他)
- Taiwan Business News (23/4/96)

## 韓国

### 国際電話、PCS等7事業の新規参入事業者が決定

韓国グローバルテレコムに国際電話免許付与。来年後半にも国際電話3社体制に。注目のPCS事業は、KT、LGテレコム、ハンソルPCSの3社が落札。

情報通信部は、6月10日、国際電話、PCS、CT-2等を含む7事業の新規事業者27社を選定したことを発表した(下表の通り)

国際電話については韓国グローバルテレコムが免許を取得した。同社は、高麗合繊(Kohap)を筆頭とし、ロッテ、日進(Il-jin)、大陸精密、東亜(Dong-Ah)建設、ヘテ(Haitai)グループ、亜細亜セメント等、多業種にわたる8社から構成されるコンソーシアムで、韓国電力も持分5.2%で参画している。

<出典>KDDソウル事務所(3.11、4.25、6.25)、THE KOREA ECONOMIC WEEKLY(6.17)他



COMMENT

韓国では、昨年7月「通信事業競争力強化の基本方針」を打ち出し、今回事業者選定を行った7事業に加え、今年中に市外電話、衛星通信、低・中軌道周回衛星の3事業、そして来年以降に市内電話と次々と競争を導入することを計画している。

今回の入札では、KT、DACOMに次ぐ第3の国際電話事業者として、当初競合していた8社を全て統合した高麗合繊（アパレルメーカー）率いる大連合コンソーシアム「韓国グローバルテレコム」が単独入札により事業免許を獲得した。同社は通信回線を確保している韓国電力公社も参画する急造されたコンソーシアムで、来年後半にもサービス開始の予定である。

また、最も注目を集めたPCS事業では、KTの他、通信機器製造分野からは三星現代連合の財閥系コンソーシアム「エパーネット」を制した「LGテレコム」、非通信機器製造分野ではハンソル（製紙）DACOM連合の「ハンソルPCS」の3社が選定された。PCSは、韓国移动通信（KTM）と新世紀移动通信の2社による競争がすでに開始されているセルラー電話（CDMA デジタル方式）に対抗する新規サービスとして、急成長が見込まれている。

政府は、財閥系列の市場独占を回避する目的で、1社1免許に限定するとともに、KT、DACOM等の基幹通信事業者の大株主の事業申請を認めない<sup>(注8)</sup>、また中小企業多数参加型コンソーシアムを優遇する等の選定方針を示していたが、PCS免許を手にしたLGグループの保有するDACOM株式は、グループ関係者の保有株式も合算すると約30%となり、LGグループは大株主とみなされるのではないかという不満の声が、敗れた三星現代連合から上がっている。

新規通信事業者の参入は、従来、独占または複占であった韓国の通信サービス市場に大変革をもたらすことと思われ、事業者間の競り合わせにより国際競争力を強化する一方、KTのPCS、CT-2などの新規事業分野への進出を認め、KTの主導的キャリアとしての地盤固めを行うという狙いがある。PCS、CT-2、ページングなどの移動体通信分野では、外資の出資が3分の1まで認められているが、落札したコンソーシアムは、他のサービスも含めて韓国系企業であり、本格的な外国企業の参入は、1998年に予想される基本通信市場の対外開放を待ってからとなろう。（前川睦衣）

表：韓国新規7事業参入事業者一覧

サービス名	提供地域	免許数	落札コンソーシアム名
国際電話	全国	1	韓国グローバルテレコム
PCS	全国	3	KT子会社、LGテレコム、ハンソルPCS
業務無線通信	全国	1	亜南テレコム
	地域限定	9	ソウルTRS、グローバル・テレコム(釜山、慶尚南道)、大邱TRS、済州TRS、他5社。
CT-2	全国	1	KT
	地域限定	10	ナレ移动通信、ソウル移动通信、他ポケットベル事業者8社。
移動体データ通信	全国	3	エアメディア、インテック無線通信、韓コンテレコム
ページング	首都圏	1	ハッピーテレコム
回線賃貸事業	制限なし	無制限	ウィンネット、G&Gテレコム

(注8)

DACOMの主要株主は、東洋グループ(9.57%)、LGグループ(9.54%)、三星グループ(9.36%)、現代グループ(5.27%)。このうち最も株主所有率の高い東洋グループは、今年3月新規通信事業への参入を放棄している。





# EUROPE

## 英国

### オフテル、BT 免許改正の最終案を発表

住宅顧客と小企業をターゲットにプライスカップRPI-4.5%で規制し、反競争的行為の規制強化も同時に行う。相互接続料金については継続検討。

オフテルは6月3日、政策文書"Pricing Telecommunications Services from 1997"を発表した。同文書は、(1)BTの反競争的行為を規制するための免許改正(2)BTの相互接続料金規制(3)BTの小売料金規制(プライスカップ)の3つの問題を主に扱っている。このうち(2)および(3)に関しては95年12月及び96年3月に発表された同名の諮問文書に対して提出された意見を、また(1)に関しては95年12月に発表された文書「電気通信における公正取引」に対する意見がそれぞれ考慮されており、本文書はオフテルのBT免許改正に関する最終案となっている。

オフテルは、さらに関係者からコメントを受け付けた後、8月初めにBTに正式に免許改正を提案する。BTがこれを受け入れない場合にはMMC(Monopolies and Mergers Commission)への付託を行う。

#### 1. 公正取引に関する条項(反競争的行為の規制)

オフテルは、BTの反競争的行為を規制する権限をオフテルに与えるよう、免許の改正を行う一方で、禁止行為を個別に規定する条項を削除することを提案してきた。今回発表された免許の修正案は、過去に発表されたものとほぼ同様となっている。

##### (1) 新規免許の内容

オフテルは、BTの反競争的行為を規制するため、以下のような条項(Condition 18A)を免許に挿入することを提案している。なおこの条項は、ローマ条約の規定を反映したものとなっている<sup>(注1)</sup>。

(18A.1) 競争を阻害する行為の禁止、特に、(a)支配的地位の濫用(b)競争を阻害する協定や共同行為をそれぞれ禁止する。

(18A.2) 適用除外規定

(18A.3) この条項に該当するかどうかの判断に際しては、(a)直接適用可能な

(注1)  
第85条に競争阻害行為の禁止が、  
また第86条に支配的地位の濫用  
禁止が規定されている。



競争法の一般原則(b)欧州委員会、公正取引庁長官、MMCの決定を考慮する。

(18A.4~6) 長官による決定までの手続きの規定。長官がある行為がこの条項に反すると判断した場合、まず"Initial Determination"を公表し、それから28日以内に、BTの要求により"Final Determination"を公表する。これらの決定の前に、長官はBTに本条に基づく調査を行っている旨を通知し、理由を説明するとともに、BTは意見を述べる機会を与えられる。

(18A.7) 現在の免許から削除される条項

## (2) アピールの機会

BTはかねてより、長官に権力が集中し、決定に対するアピールの機会が与えられていないことに強く反発している。これに対しオフテルは、以下のような理由で反論を行っている。

- ・長官の決定は、司法判断の対象となり得る<sup>(注2)</sup>。この他にはアピールの規定はないが、これは電気通信法の範疇では過去の行為に対してペナルティーを与えたり、罰金を課したりすることはできないこととバランスがとれている。
- ・アピールの機会を与えることで、問題の早急な解決が妨げられる。

(注2)  
1984年英国電気通信法第18条

## 2. 相互接続料金

### (1) 相互接続料金の初期値と"X"の値

オフテルは、現時点においては相互接続料金の初期値とプライスカップRPI-X%における具体的なXの値を設定しないことを決定した。これは、次期プライスカップ期間開始の直前に設定を行う方が、費用に関する最新の情報が得られると同時に、現在行っている増分費用についての検討をさらに進めることが可能となるためである。

具体的な相互接続料金の初期値とXの値についての提案は、97年初めに行われる予定である。BTがこれに同意すれば、小売料金と同様97年8月から新しい相互接続料金の設定方法が導入される。BTの同意が得られない場合は、免許改正についてMMCへの付託が行われ、結論が出るまでの間は現在の相互接続料金設定方法が継続される(オフテル長官が相互接続料金を設定)。

### (2) バスケットの構成

相互接続料金のプライスカップのためのバスケットは、前諮問文書とほぼ同様とすることが提案されている。主要な変更点は以下の通りである。

- ・国内専用回線については、事業者にも相互接続料金ではなく小売料金で提供する現在の方法を継続する。これは、インフラへの投資を阻害しないためである。
- ・国内長距離伝送、IDDと同様、国際専用回線の相互接続料金についてもセーフガードキャップをかけるように提案を変更する。これは、新しい事業者が確立されるまでに時間がかかると考えられるためである。





# EUROPE

(注3)  
相互接続回線や、交換機のデータ変更等が相当。

(注4)  
オペレータ通話をバスケットを含む変更を行った以外は、対象サービスは前諮問文書と同様である。

(注5)  
現在のプライスカップはRPI-7.5%である。

(注6)  
割引サービス加入によって、割引サービス基本料金の半分程度のメリットを得られる顧客層までを対象とした。四半期の利用額で約50ポンド以下に相当する。

(注7)  
対象となる顧客の支出に占める割合の高い基本料金・市内料金のプライスカップへの影響が大きくなる。

・前諮問文書で「相互接続特別バスケット」に含めることとなっていたサービス<sup>(注3)</sup>は、別途検討を行う。

以上の変更により、相互接続料金は、通話終端バスケット、一般ネットワークバスケット、相互接続特別バスケットの3つのバスケットに含まれるサービスと、セーフガードキャップをかけるサービス、規制を行わないサービスに分類されることになる。

## 3. 小売料金

### (1) 公衆網プライスカップの方法

オフテルは、前諮問文書で「住宅・小企業バスケット」と呼ばれていた方法を採用し、以下のような最終案をBTに提案することを決定した<sup>(注4)</sup>。

- 1) 1997年8月から2001年7月までを期間としてプライスカップRPI-4.5%<sup>(注5)</sup>による規制を行う。小売価格の規制はこれを最後として廃止される見込み。
- 2) プライスカップの算定においては、支払い額下位80%の住宅顧客<sup>(注6)</sup>からの収入比によって各サービスのウェイト付けを行う(現在は前年度の全収入比による)<sup>(注7)</sup>。
- 3) 小企業保護のため、企業向けに以下のパッケージ料金を提供することをBTに保証させる。
  - (a) 通話料金は住宅向け標準料金以下
  - (b) 基本料金はRPI以上の値上げを行わない

### (2) その他のオプション

前諮問文書で提案されていたその他のオプションは、現在のプライスカップ制度の継続と、2年間のプライスカップの2通りであった。現在のプライスカップでは、急速な市場の変化に対応できないことに加え、住宅顧客と小企業の利益が軽視されることが問題とされた。また、2年間のプライスカップ期間は、不確実性を増すことにより導入は不相当と判断された。

### (3) 専用回線

国内専用回線は、従来提案通りアナログと低速(64Kbps以下)および高速デジタルに分類して規制する。従来提案同様、アナログにはRPI+2%の、低速デジタルにはRPI+0%のプライスカップをかける。ただし、それぞれの個別料金について従来提案されていたサブキャップは廃止する。高速デジタルについては従来提案通り規制対象外とする。

国際専用回線には、ルート別にRPI+0%のセーフガードキャップを課す(規制対象外とする従来提案を変更)

<出典>KDD UK(6.4)他



KDD RESEARCH

## COMMENT

本年3月の諮問文書では、現在のプライスカップの枠組みを継続することが基

本方針となっていた。同文書では今回の提案もオプションの1つにはなっていたものの、このオプションについてはプライスカップRPI-X%における具体的な"X"の値の範囲も示されておらず、最終局面において大幅な路線変更が行われたことになる。

今回のプライスカップ案は、競争が行われている現状と、消費者保護の必要性のバランスをとったものであり、各方面からは概ね好意的な反応を得ている。まず一般消費者にとっては、プライスカップによる値下げの恩恵を大企業から小額利用者にシフトさせることが期待できる。またマーキュリーやCATV事業者は、プライスカップの対象が縮小し、特に大企業向けの料金でより自由な競争が可能となることを評価している。規制を行う側のオフテルにとっても、プライスカップの対象を国際通信の利用が少ない顧客層に限定したことで、不確定要素の大きい国際分野自由化の進展からの影響を小さくできたといえる。

一方BTは、詳細な分析が必要であるとして現在のところ判断を保留している。BTは、プライスカップについては"X"の値が7.5から4.5になったものの、対象範囲の変更を考慮すると単純に規制緩和とはいえないことを強調し、もう一つの大きな問題であるオフテルによる反競争的行為に対する規制権限強化についても反対する姿勢を崩していない。しかし一般には、今回のオフテル提案はBTに有利なものとする見方が多く、文書発表を受けてBTの株価は上昇した。

かねてからオフテルは、プライスカップについての規制緩和と反競争的行為への規制強化は一体であり、切り離すことはできないと一貫して主張している。今後BTは、両者を別個の問題として扱うことをオフテルに求めていくと考えられており、これが成功した場合には、プライスカップは受け入れる一方で、反競争的行為の取り締まりについては強硬策をとり、MMCへの付託も辞さないという選択も考えられる。一方、オフテルがあくまでも従来通り両者を一体として扱う方針を変えない場合には、BTはより困難な選択を迫られることになる。（細谷 毅）

## 貿易産業省、国際設備ベースキャリアのデュオポリー終了を発表

■ 現在ISR提供が認められている6対地にはプロポーショネイトリターンと統一計算料金の適用義務をなくす。ISRの対地制限も撤廃へ。

英国貿易産業省（DTI：Department of Trade and Industry）は6月6日、国際設備ベースキャリアのデュオポリー<sup>（注8）</sup>を終了し、新規免許の受け付けを行うことを発表した<sup>（注9）</sup>。サービス提供は全対地宛に可能となる。外国側でも国際通信サービスを提供する認可を得ている事業者は、英国側に別会社を設立する必要がある。

DTIは、免許案を近日中に発表して諮問を行い、7月中には免許付与を行う見込みである。公正競争を確保するため、免許には現在のISR（International Simple Resale：国際単純再販）およびPTO免許に含まれている規定に加え、以下のような条件が課される。

（注8）

91年に国内に関しては設備ベースでの参入が認められたが、国際分野はBTとマーキュリーの2社のみに免許を与えていた。

（注9）

付与されるのはBT、マーキュリーと同様にPTO（Public Telecommunications Operator）免許となる。申請にあたっては、システム構成、提供サービス、事業者の組織・出資関係、財務情報等を提出する必要がある。



# EUROPE

競争がない対地宛には、同対地への総トラフィックに関するプロポーショナルトリターン及び統一計算料金の適用義務が課される。これは、一方通行バイパスの結果、トラフィック及び計算料金収支に急速なインバランスが生じることを防止するため。

現在ISRが認められている対地<sup>(注10)</sup>およびEU域内についてはプロポーショナルトリターン及び統一計算料金の適用義務は課されない。その他の対地についても、同様に競争的であると認定されればこれに加えられる。

DTIはまた、7月1日より、ISRの「同等性」ルールを廃止し、全対地宛に提供可能とすることも併せて発表した<sup>(注11)</sup>。

<出典>KDD UK(6.10)他

(注10)

オーストラリア、カナダ、フィンランド、ニュージーランド、スウェーデン、米国の6対地。チリが近々これに加えられるとの報道もある。

(注11)

対地によって免許の条件は異なる。

## COMMENT

国際設備ベースキャリアのデュオポリー撤廃の方針は、DTIが本年3月に発表した諮問文書で発表され、その結果が待たれていたものである。なお、3月の諮問文書で5月末に予定されていた免許受け付けが遅れることとなったのは、本年4月に期限切れ/延長となったWTO基本電気通信交渉の影響との見方もなされている。今回の決定を受けて、MFS、Energis、Hermes、AT&T、フランステレコム、CATV事業者、ISR事業者等から多くの免許申請が行われるとみられている。

3月の諮問文書ではEU域内に限定した設備ベースの開放が検討されていたが、今回決定された全対地宛の開放は、英国の自由化政策をさらに進めるものである。DTIがプロポーショナルトリターンや統一計算料金といった、上述した条件を具体的にどのように規制していくのかは、7月に発表される免許の詳細を検討する必要がある。またこれに加え、新しく発行される国際設備ベース免許と既存のISR免許・PTO免許との関連及び、これら免許の融合をどのように行っていくのかも注目される。将来的には、ISRと設備ベースキャリアという区分から、市場の競争性に応じた対地別の規制に移行することが考えられる。

現在BTは、97年8月以降の次期プライスカップに関する最終的な交渉をオフテルと行っている。小額利用者をターゲットとしたオフテルの最終提案が受け入れられた場合、プライスカップにおける国際通信サービスのウェイトは、97年8月以降には非常に小さくなる一方、国内通信料金については大きな値下げが要求されることになる。したがってBTにとっては、現プライスカップ期間(97年7月まで)においては国際通話料金の値下げを行う一方で国内料金を相対的に高止まりさせるインセンティブが働くと考えられるため、新規事業者の参入の効果も伴って、今後1年間に国際料金の急速な値下げが行われる可能性がある。(細谷 毅)



KDD RESEARCH

# ベルギー

## テレネット・フランダースの参入計画

■ 構想発表から約2年でようやく最終合意に。約95%と高いCATV加入率を活かせるか？

テレネット・フランダース（以下テレネット）が5月30日、通信市場への最終的な参入計画を発表した。出資構成は、6つの金融機関が20%、フランドル地方のCATV事業者17社のコンソーシアムが35%、フランドル地方政府が96%所有する地方最大の銀行GIMVが20%、そして残りの25%はUSウエストとなった。テレネットは今後約370億ベルギーフラン（約1,295億円）を投じて、来年末にはデータ通信及び専用線サービスを、そして98年1月から音声電話サービスを、それぞれ提供開始する予定である。USウエストは、ベルガコムがヨーロッパ各国と比べて高めの料金設定を行っていることから、テレネットによる参入が比較的容易であるとコメントしている。

<出典>Telecom Markets(6.6)

### COMMENT

構想発表から約2年、テレネット・フランダースの参入計画はようやく最終合意に至った。これまでのところ、サービス提供はフランドル地方に限られてはいるが、ベルギーではCATV加入率（総世帯数に占めるCATV加入世帯の割合）が約95%と高いため、ベルガコムへの強力な競争事業者が誕生したといえる。（園山 佐和子）

EU主要国におけるCATV規制

	CATVサービスの有無	主要事業者	CATV経由による通信サービスの提供	CATV普及率* (1995年)
英国		多数		5.2%
フランス		フランステレコム CGE Lyonnaise Com.	: 第2移動体通信事業者との接続が認められている。基本音声を除く通信サービスの提供。	10.2%
ドイツ		ドイツテレコム	x	47.8%
イタリア	x	-	-	-
オランダ		NV Casema 地方公共団体、電力会社など	: 一部データ通信可 音声に関しては法改正が検討されている。	91%
デンマーク		KTAS Cable TV Kable Danmark	x	63%
ベルギー		Coditel、Radio Public	x	95.4%
ルゼンブルグ		Coditel	法的規定なし	91.1%
スペイン		Cablevisión CTC	: 基本音声は98年以降	3.3%
ポルトガル		TV Cabo Portugal 地域CATV会社	x	2%
アイルランド		Cablelink	法的規定なし	43.6%
ギリシア	x	-	-	-

網かけ：PTT（関連会社）

\*総世帯数に占めるCATV加入世帯の割合



KDD RESEARCH



# EUROPE

## イタリア

### STETとC&Wの提携交渉

C&Wとの直接提携を望むSTETと、ドイツのフェーバ、フランスのブイーグとともに汎欧州アライアンスの結成を狙うC&Wの交渉やいかに。

BTとの交渉が白紙となったC&Wが、5月末よりSTETとの交渉を再開している。オルセン社長代行（当時）は、6か月以内には交渉が終了するとの見込みを述べた。しかしながら、両者の思惑にはかなり隔たりがあると報道されている。C&Wは、ドイツのフェーバとの合併会社C&Wヨーロッパに、STET及びフランスの移動体事業者ブイーグテレコムを加えた汎欧州連合の結成を目指す意向である。一方のSTETは、C&W本体との提携を望んでおり、C&W本体への出資及びSTETとIBMとの提携へのC&Wの参加を狙っている。

<出典>Financial Times(5.24/6.6)、Telecom Markets(5.23)他

#### COMMENT

ヨーロッパでは、STETとC&Wはいわゆるキャリア・アライアンスに参加していない最後のメガキャリアであり、両者とも他にあまり選択肢が残っていないとの見方がもっぱらである。STETとしても、既にオリベッティ・ベル・アトランティック・フランステレコム、BT-イタリア労働国民銀行-メディアセットの2グループが競争事業者として名乗りを上げており、海外展開の強化を含め早急に提携をまとめたところであろう。しかし上述のように、交渉がまとまるまでにはいくつもの障害を越えなければならず、まだまだ困難が予想される。（園山 佐和子）

## ポルトガル

### ポルトガルテレコム、株式の22%を追加売却

政府保有は51%に。さらに戦略的パートナーに売却の予定。既にSTET、テレフォニカの名が浮上。

ポルトガルテレコム株式の22%が売却され、昨年の売却分と合わせて、政府の持ち株比率は51%となった。今回の売却では米国を中心とする海外機関投資家の買い注文が殺到、これまでポルトガルで最も成功した民営化の例となっている。その結果政府は約1,500億エスクード（約1,080億円）の売却益を得た。

政府はさらに20%～25%を戦略的パートナーに売却する計画で、まもなくショートリストが発表される予定である。

<出典>KDDマドリッド事務所(6.7)、Telecom Markets(6.20)他



COMMENT

今後の焦点はパートナー選びであるが、今のところイタリアのSTET、テレフォニカ、FT / DT 連合、テレダンマークの名が候補として伝えられている。SBC Warburg は、以下を理由にイタリアのSTET が最有力候補と見做している。1.STET の海外展開が、ポルトガルテレコムの中南米戦略を補完する、2.テレフォニカに対する政治的理由、3.STET とC&W との提携の可能性。  
(園山 佐和子)

STETの中南米進出

メキシコ	CITELの株式25%を取得(1995)
チリ	テレコムイタリアを通じて通信事業者VTRに35%出資(1991) ENTELチリの株式16%を取得(1995)
ブラジル	テレコムイタリアを通じてVAN事業者Victori Comunicaçõesに25%出資(1991) セルラーライセンス応札コンソーシアムGMABに出資(1992)
アルゼンチン	テレコムアルヘンティナに19.5%出資(セルラー事業者Movistarに間接出資) テレコムイタリアを通じてIMPSATに24.26%(ともに1990)
ボリビア	ENTEL株式の50%を取得(1995)
キューバ	メキシコのCitelを通じて、キューバ政府との合弁会社ETECSAに間接出資(1995)

## オーストリア

### PTVが株式会社化される

政府100%保有の株式会社PTAに、25～30%の株式売却を伴う戦略的パートナーの候補には、コンサート、グローバルワン、ユニソースが揃い踏み。

これまで連邦公共経済・運輸省(Federal Ministry of Public Economy and Transport)内の運営体であったPTVが5月1日、株式会社化され、PTA(Post and Telecom Austria)となった。同時に持ち株会社PTBGが設立され、政府が100%の株式を保有する。PTAは戦略的パートナーに株式の25%～30%を売却する予定で、既にコンサート、グローバル・ワン、ユニソースが候補とされている。

<出典>Telecom Markets(5.9)他

COMMENT

オーストリアは95年1月にEUに加盟しており、EUの政策及び他加盟国と歩調を合わせた自由化を、早急に行うことを迫られている。

PTAの戦略的パートナーとしては、ドイツテレコムとの関係が深いことから<sup>(注12)</sup>、上記3候補のうちグローバル・ワンが有力視されている。しかし、PTAはパートナーと株式の相互持ち合いを望んでおり、このことが選定を難しくしている。

(園山 佐和子)

(注12)

昨年末に、ドイツテレコムの移動体通信子会社であるデテモビルが25%出資するö-callが、第二GSMライセンスを取得している。



# EUROPE

(注13)

Globalstarは米国ローラル・クアルコム社が中核となり、米国からエアタッチ、US West、欧州からAlcatel、フランステレコム、Aerospatiale、ヴォダホン、BTなどが、アジアから伊藤忠、DACOMなどが参加し、48の低軌道周回衛星によって音声・データ・測位サービスを提供する計画である。初期サービス開始は1998年を予定している。

今回のロシアにおける許可により、Globalstarは全世界の90か国以上の事業者との間でサービスを行なうための合意を得た模様であり、これは同計画の70%にあたることとなる。

また、同計画達成のため必要な21億6千万USDの資金のうち既にその80%を獲得した模様である。

なお、ロシア政府による今回の決定は、モスクワの政府電気通信プロジェクト研究所（Government Telecommunications Project Institute）が行なったフィージビリティ・スタディにおいて、Globalstarが極東にまで及ぶ広範囲な国土、分散する人口をカバーするのに適切であり、ユーザーに利益をもたらすことができるとの判断が得られたことによると伝えられている。

一方、ICOは、ロシアにおける同計画のサービス提供のため、総事業費約25億USDのうち4億USDを投資することを発表しているが、地上網との接続形態については詳細不明である。

(注14)

南アフリカの電話回線普及率は、白人居住地区では100人当たり60回線であるのに対し、黒人居住地区ではわずか1回線という状況となっており、ユニバーサルサービスの提供という観点からも、通信インフラの早期整備が強く求められている。



KDD RESEARCH

## ロシア

### Globalstarのサービス提供、承認される

Globalstarは、ロシアにおける衛星移動体通信サービスの提供を認められた。

ロシア通信省における政府電気通信委員会（Governmental Commission on Electrical Communications：GCES）は、Globalstarによるロシアにおけるサービス提供を次のとおり正式に決定した<sup>(注13)</sup>。

- ・ブルガク通信大臣は、GlobalstarとRostelecomがロシアにおいてGlobalstarのサービスを排他的に提供するJVを設立することを承認した。
- ・Rostelecomは、ロシア連邦内に発着するGlobalstarの国際トラヒックの伝送及びサービスをロシア国内に提供すること、及びこのために必要な許認可を取得するための責任を負う。したがって、Globalstarのトラヒックのロシア地上網との接続は、GlobalstarとRostelecomが設立したJVが建設・運用する地球局を経由し、オーバーレイではなく、既存のRostelecomの公衆網でロシア国内に発着することにより行なわれることとなる。

（寺嶋 眞）

<出典>EESTR(5.3)、Telecomeuropas Eastern Europe Newsletter(4.22)

## 南アフリカ共和国

### 規制緩和、自由化への道を進む

通信インフラの整備とともに、新通信法の制定、Telkomへの外資導入により、競争力の強化及び自由化への方向に進みつつある。

南アフリカにおいては、Jay Naidoo 新郵電放送大臣主導のもと、通信インフラの早期整備、新通信法による規制機関・政策決定機関の分離、及びTelkomの外資導入による民営化計画が進められ、自由化による国際競争力の強化への道に歩みだしつつある。

#### 1. 通信インフラの早期整備計画

今後5年間で新たに電話400万回線を敷設し、現在の2倍にしようという計画が進められている<sup>(注14)</sup>。さしあたっては、100万回線の敷設につき入札が行なわれており、今までに次の5グループにまで絞られている。

- ・ NEC が中核となる Marples グループ
- ・ Lucent (AT&T)
- ・ 独シーメンス



# AFRICA

- ・仏アルカテル
- ・スウェーデン・エリクソン

## 2. 新通信法による規制機関・政策決定機関の分離

新通信法案では、上記通信インフラの整備がうたわれるとともに、本年中に郵便・電気通信・放送の3分野の規制を司る機関として、新たにSatra (South African Telecommunications Regulatory Authority) を設立し、現在の郵電省をリストラしてこれらの3分野ごとに政策決定ユニットを創設することとしている。また、ユニバーサルサービスの提供を推進するための部門 (Universal service agency) を設けることも図られている。

## 3. Telkomへの外資導入による民営化

国営通信事業者Telkomの民営化については、昨年、1)外国の戦略的パートナーへの株式売却による提携と2)一般民間への株式売却の2つの案が検討されたが、結局、早期のインフラ整備による競争力の強化という観点から戦略的パートナーを求めることとなった。具体的には、Telkomの株式の20-30%を、10-20億USDで売却し、本売却で得られた資金を前記の通信インフラ整備に充当する予定である。現在迄のところ、次の4コンソーシアムが戦略的パートナーとしてのショートリストに残っている模様である。

- ・ドイツテレコム・フランステレコム連合
- ・オランダPTTテレコム・スウェーデンテリア連合
- ・AT&T
- ・C&W、BT及びテレダンマークなどが参加するグループ

郵電省は、新通信法の施行前に戦略的パートナーの最終決定を行ないたい意向を示している。

<出典>Financial Times(5.8)、FT Telecom Markets(5.9)、KDDジュネーブ事務所(5.21)

## COMMENT

南アフリカ共和国は、電話網の整備状況・回線の普及率を見る限りアフリカ諸国の中では先進国に位置しており、Telkomがコンサートとサービス販売提携を行っているほか、インターネットの利用人口が世界でも20位以内に入っている。特にデジタルセルラー・サービス (GSM) については、1994年6月よりVodacom及びMTNの2事業者による競争が行なわれ、サービスプロバイダー制のもとで、本年初めには加入者数も約50万人、普及率も1.25%と飛躍的に伸びている。しかしながら、黒人居住地区における通信インフラや、公衆網での高度サービスの導入の立ち遅れを取り戻すことが急務となっており、一方でアパルトヘイト廃止による経済制裁の解除のもとで、外資導入によるインフラ整備やTelkom民営化へ向かう状況と一致して、新規市場として非常に魅力的なものとなっている。

本年5月、G7情報社会会合がヨハネスブルグで開催され、初めて先進国と途上国の閣僚が一堂に会し、グローバルな情報社会の構築の必要性についてコンセンサスが得られたこともあり、南アフリカ市場の動向は、アフリカ大陸全体の今後を先導するものとして注目されるものとなろう。

(寺嶋 眞)



KDD RESEARCH

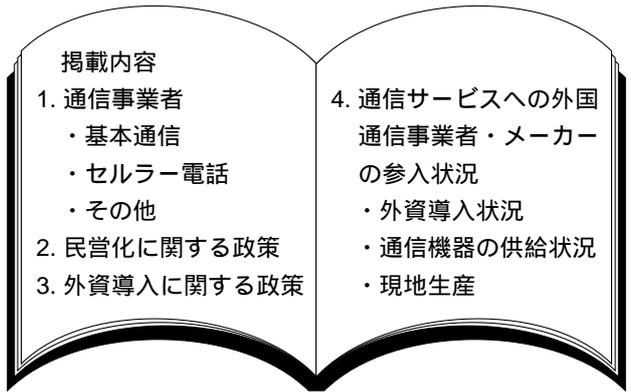
新刊案内

# 「開発途上国等への キャリア・メーカー参入状況」

(A4版 183ページ) 定価10,000円(消費税込) 送料340円

## アジア、中南米、中近東、東欧、アフリカの55ヶ国を網羅

社会・経済発展に不可欠な要素と位置付けられている情報通信インフラストラクチャー。多くの開発途上国が、国の重要施策として、その整備に取り組んでいます。本書は、アジア、中南米の開発途上国を中心に世界55ヶ国について、電気通信事業の民営化、通信事業への外資導入政策、通信メーカーの参入状況等をまとめたものです。



お申込み/お問い合わせ先 (株)KDD総研 国際調査部 担当 高橋・渡邊 TEL.03(3347)6926 FAX.03(5381)7017

KDD 総研 **R&A**  
世界の通信ビジネスの最新情報誌  
**1996 July**



発行日 1996年7月20日  
発行人 景山 正  
編集人 立花 敬  
発行所 株式会社 KDD総研  
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F  
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017  
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)  
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



### 海外販売代理店

KDD UK Ltd.  
6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,  
London EC2M 7EB U.K.  
Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005  
KDD Belgium S.A./N.V.  
Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium  
Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444  
KDD Deutschland GmbH  
Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany  
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820  
KDD Hong Kong Ltd.  
Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,  
89 Queensway, Central, Hong Kong  
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932  
眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)  
大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12  
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537  
海外新聞普及(株)(OCS)  
〒108 東京都港区芝浦2-9  
Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338